

法人シート（概要説明書）								
法人名		独立行政法人労働者健康福祉機構						
当省担当部局		労働基準局		担当課・室名		労災管理課		
根拠法令		独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成14年12月13日法律第171号）		沿革		平成16年4月1日に労働福祉事業団（昭和32年7月設立）より独法化		
役職員	役員総数 （官庁OB/役員数）	3/7	常勤役員数	3/6	非常勤役員数	0/1	監事	1/2
	職員総数	14,698	うち常勤	13,911	うち非常勤	787	役員報酬総額	93,689,152
	現役出向者 （役員/職員）	1/66	官庁OB （常勤）	2	官庁OB （非常勤）	8	官庁OB役員 報酬総額	32,877,008
法人概要	目的 （何のために）	療養施設、健康診断施設及び労働者の健康に関する業務を行う者に対して研修、情報の提供、相談その他の援助を行うための施設の設置及び運営等を行うことにより労働者の業務上の負傷又は疾病に関する療養の向上及び労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図るとともに、未払賃金の立替払事業等を行い、もって労働者の福祉の増進に寄与すること						
	対象 （誰/何を対象に）	診療等を受ける患者や労働者、労災疾病の治療法・予防法についての情報提供（普及）を受ける労災指定医療機関等の医師・産業医、賃金の支払を受けることができなかった労働者等。						
	事務・事業内容 （手段、手法など）	<p>1 労災医療推進のための事業</p> <p>（1）労災病院のネットワークを核として、業務上の疾病又は負傷の予防から治療、リハビリ、職場復帰に至る一貫した高度・専門的医療の提供と、勤労者の健康確保のための活動を展開しつつ、それぞれの地域における勤労者医療（勤労者の職業生活を医療の側面から支える活動）の中核的役割を担う。</p> <p>① 労災病院（30病院）、勤労者予防医療センター（9施設）、労災疾病研究センター（13施設）、労災看護専門学校（9施設）</p> <p>② 海外勤務健康管理センター（1施設）</p> <p>③ 医療リハビリテーションセンター（1施設）、総合せき損センター（1施設）、労災リハビリテーション工学センター（1施設）、労災リハビリテーション作業所（6施設）</p> <p>（2）労災病院のネットワークを活用した産業保健関係者への研修、情報提供、相談及びその他の援助。</p> <p>① 産業保健推進センター（47施設）</p> <p>2 未払賃金立替払事業</p> <p>3 被災労働者や遺族に対する援護事業</p> <p>① 高尾みころも霊堂（1施設）</p>						
コスト	平成22年度予算見込額			人件費				
	事業費	172,903 百万円						
	管理費	8,853 百万円						
	人件費	126,325 百万円						
	総計	308,081 百万円						
			職員構成		概算人件費		従事役職員数	
			常勤職員		120,717,064	千円	13,918	人
			非常勤職員		5,607,709	千円	787	人

法人シート（概要説明書）

法人名		独立行政法人労働者健康福祉機構			
当省担当部局		労働基準局	担当課・室名	労災管理課	
国からの財政支出額の推移（百万円）		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
一般会計					
特別会計		38,821	35,838	39,598	31,019
計		38,821	35,838	39,598	31,019
うち運営費交付金		11,433	10,666	10,694	9,477
うち施設整備費等補助金		10,040	8,832	2,747	1,187
うちその他の補助金等		17,348	16,340	26,157	20,355
国との契約	随意契約（件数/金額（百万円））	3/53	5/180	8/603	—
	95%以上の落札率の契約（件数/金額（同））	3/53	5/180	7/577	—
		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
法人支出予算額の推移（百万円）		305,692	303,915	307,828	308,081
法人支出の契約	随意契約（件数/金額（百万円））	1,569/57,910	656/20,669	514/12,569	—
	うち厚労省〇日が在籍している企業・団体との契約（件数/金額（同））	39/1,806	35/1,551	37/1,468	—
	95%以上の落札率の契約（件数/金額（百万円））	1,491/30,121	1,726/58,774	1,328/61,414	—
	うち厚労省〇日が在籍している企業・団体との契約（件数/金額（同））	1/4	1/336	1/512	—
利益剰余金（又は繰越欠損金）の推移（百万円）		△ 28,739	△ 31,441	—	—
発生要因	<p>欠損のほとんどが労災病院事業に係るものであり、主な理由は</p> <p>①独法承継資産については、法人税の関係により再度2年間ないし3年間の減価償却が約140億円発生（機器110億円、建物等30億円）</p> <p>②廃止（統合）労災病院の累積損失額137億円</p> <p>③診療費のマイナス改定3.16%による影響△78億円</p> <p>④19年度に発生したサブプライムローン等の影響による厚生年金基金資産の減少相当額の退職給付費用の増36億円</p> <p>であるが、国費は投入されていない。</p>				
見直し案	<p>平成20年度は中期目標の最終年度であることから、収支相償の達成に全力を注いで取り組んだ結果、平成19年度以降に発生したサブプライムローン等の影響による退職給付費用の増36億円を除いた医業活動に限ってみれば7億円の欠損まで改善しており、収支相償に向けた医業活動上の努力は着実に成果を上げつつある。</p> <p>今後ともこの改善基調をより確実なものとし、繰越欠損金の解消を加速していく考えであり、各病院にもこうした考えに基づき中期的な収支見通しを作成させているところである（次年度の経営について、本部と病院が協議を行う「病院協議」時に5年間の収支見通しを作成）。しかしながら、目下の欠損金の大半は、金融危機に影響された厚生年金基金資産の減少分の費用計上に伴うものであることから、本格的な繰越欠損金解消計画を策定するためには、今後の景気動向の見通し、金融情勢の将来の見通しを踏まえる必要がある。</p> <p>したがって、現時点では確定的な計画を策定するに至っていないが、賃金制度の改定、投資の効率化、診療報酬上の上位基準の取得等による収入の確保、物品調達コストの縮減等により、医業活動を通じた収支改善を計画的に進めることによって繰越欠損の解消に向けた努力を重ねていくこととしている。</p>				
行政サービス実施コストの推移（百万円）		38,774	34,685	—	—

**法人シート（概要説明書）**

<b>法人名</b>		独立行政法人労働者健康福祉機構			
<b>当省担当部局</b>		労働基準局	<b>担当課・室名</b>	労災管理課	
保有資産の内訳 (百万円)	現・預金	74,980	75,172	94,831	—
	有価証券	24,230	26,941	5,053	—
	株式	—	—	—	—
	債券	24,230	25,941	5,053	—
	その他	—	1,000	—	—
	土地・建物	233,929	231,611	230,801	—
	その他	110,125	110,025	115,783	—
<b>資本金</b>		149,859		うち政府出資金	149,859

**【独立行政法人評価の評価結果及び第三者の意見】**

評価・意見の主体	内 容
政・独委	<p>独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について【平成19年12月21日政委第29号】</p> <p>○ 独立行政法人労働安全衛生総合研究所の業務との一体的実施 労働者健康福祉機構の業務については、密接に関連する独立行政法人労働安全衛生総合研究所の労働災害の予防、労働者の健康の保持増進及び職業性疾病の病因、診断、予防等に関する総合的な調査・研究業務と一体的に実施するものとする。(事務及び事業の見直し)</p> <p>○ 組織体制の見直し 組織体制については、上記事業等の見直しに併せ、業務量を検証し、業務の合理化・効率化の観点から、組織の再編を行うとともに、経費の削減を行うものとする。(事務及び事業の見直し)</p>
	<p>○ 効率化目標の設定 一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同等以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。</p> <p>○ 給与水準の適正化等 総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)等に基づく平成18年度からの5年間で5%以上を基本とする削減について、引き続き着実に実施するとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、人件費改革の取組を23年度まで継続するものとする。 また、労働者健康福祉機構の給与水準(平成18年度、事務・技術職員)は対国家公務員指数で100.8となっており、国家公務員の水準を上回っていることから、当該給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講ずることにより、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表するものとする。</p> <p>① 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。 ② 給与体系における年功的要素が強いなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。 ③ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。 ④ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解を得られるものとなっているか。</p> <p>○ 随意契約の見直し 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進するものとする。 ① 労働者健康福祉機構が策定する「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。 ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。 また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを行うよう要請するものとする。(業務全般に関する見直し)</p>

事務・事業シート（概要説明書）					
事業名	労災病院			事業No	1
類型	特定事業執行型（医療・福祉）				
根拠法令（具体的な条文（①条①項など）も記載）	個別法第12条第1項第1号 業務方法書第4条第1項第1号	関係する通知、計画等			
実施方法	■直接実施				
	□業務委託等（委託先等：）				
	□補助金〔直接・間接〕（補助先： 実施主体：）				
	□その他（）				
事務・事業概要	目的 （何のために）	<p>(1) 労働者災害補償保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業の事業主（以下「事業主という。」）に使用される労働者であって被災労働者等であるものに対する一般診療を基盤とした労災疾病に関する高度・専門的医療の提供</p> <p>(2) 労働基準監督署長の委託を受けて行う労働者の業務上の事由又は通勤による負傷又は疾病に係る認定検査</p> <p>(3) 事業主に使用される労働者であって労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第22条に規定する有害な業務又はじん肺法施行規則（昭和35年労働省令第6号）第2条に規定する粉じん作業に従事するもの及び労働安全衛生法第67条第1項の規定により健康管理手帳の交付を受けた者に対する健康診断</p> <p>(4) 健康保険その他の社会保険の患者及び社会保障関係の患者に対する診療</p>			
	対象 （誰/何を対象に）	労働者・労災指定医療機関等			
	事務・事業内容 （手段、手法など）	労災疾病等に関する予防から治療、リハビリテーション、職場復帰に至る一貫した高度・専門的医療の提供及び職場における健康確保のための活動支援において中核的役割を担う。			
	事業の期限				
事業の沿革	<p>[いつから実施] 昭和32年7月1日</p> <p>[実施主体の変遷] 昭和32年7月1日 労働福祉事業団 平成16年4月1日 独立行政法人労働者健康福祉機構</p> <p>[途中で廃止していた期間の有無]</p>				
事業の効果	<p>事業目的に則した主な事業の効果は次のとおり。（平成20年度実績）</p> <p>被災労働者等に対する労災疾病に関する高度・専門的医療の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>→ アスベスト健康診断 6,733件</li> <li>→ アスベスト関連疾患診断技術研修受講者数 1,264件</li> <li>→ 労災指定医療機関等との連携に係る有用度評価 76.8%</li> <li>→ 地域医療支援病院承認施設数 12施設（労災病院の38%が承認施設）</li> <li>→ 紹介率 53.1%</li> <li>→ 入院患者延べ数 3,856,059人</li> <li>→ 外来患者延べ数 7,035,453人</li> <li>→ 時間外患者数（再掲） 213,428人</li> <li>→ 救急搬送件数 64,272件</li> <li>→ 患者満足度調査 82.5%</li> </ul>				
活動実績 （成果物は別紙で一覧を提出）	【活動指標名】 / 年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度
	入院・外来患者延べ数	人	11,653,436	11,345,765	10,891,512
	救急搬送件数	件	67,942	68,206	64,272
成果目標	<p>①【機関評価】 労災病院において地域における勤労者医療を支援するため、紹介患者の受け入れなど地域の労災指定医療機関との連携を推進する。利用した労災指定医療機関、産業医等から診療や産業医の上で有用であった旨の評価を70%以上得る。</p> <p>②【患者評価】 国民の医療に対する安心と信頼を確保するため、情報開示に基づく患者の選択を尊重し、良質な医療を提供することで、患者満足度調査において全ての病院で70%以上の満足度を得る。</p>				

**事務・事業シート（概要説明書）**

<b>事業名</b>	<b>労災病院</b>				<b>事業No</b>	1	
<b>類型</b>	特定事業執行型（医療・福祉）						
<b>成果実績</b> <small>（成果指標の目標達成状況等）</small>	<b>【成果指標名】 / 年度実績・評価</b>	<b>単位</b>	<b>H18年度</b>	<b>H19年度</b>	<b>H20年度</b>		
	<b>【機関評価】 70%以上</b> <b>【患者評価】 70%以上</b>	%	106.3% 112.4%	111.0% 115.1%	109.7% 117.9%		
<b>パンフレット・報告書等の作成</b> （件数） <small>（名称、配付先、配付先での廃棄数は別紙で一覧を提出）</small>		<b>単位</b>	<b>H18年度</b>	<b>H19年度</b>	<b>H20年度</b>		
<b>過去事業規模が最大であった年度の件数、金額及び代表的な成果物</b>							
<b>コスト</b>	平成22年度予算見込額		人件費				
	<b>事業費</b>	142,625 百万円	}	<b>職員構成</b>	<b>概算人件費</b> <small>（平均給与×従事職員数）</small>	<b>従事役職員数</b>	
	<b>人件費</b>	119,662 百万円		常勤職員	114,232,004 千円	13,191	人
	<b>総計</b>	262,287 百万円		非常勤職員	5,429,805 千円	764	人
	平成19年度（決算額）		平成20年度（決算額）		平成21年度（予算額）		
<b>これまでの予算額等</b> （百万円）	261,436	253,241	259,866				
<b>医療諸費</b>	67,493	66,387	66,554				
<b>医師等謝金</b>	11,921	12,292	12,463				
<b>旅費</b>	700	694	734				
<b>研究費</b>	1,142	1,152	1,256				
<b>燃料費</b>	1,851	2,073	1,759				
<b>光熱水費</b>	3,809	4,007	4,060				
<b>印刷製本費</b>	603	554	558				
<b>消耗器材費</b>	1,658	1,524	1,490				
<b>会議費</b>	18	9	28				
<b>雑役務費</b>	5,671	5,328	6,235				
<b>業務委託費</b>	16,463	16,458	16,620				
<b>営繕費</b>	3,467	1,793	8,774				
<b>器械備品費</b>	3,983	3,981	3,737				
<b>施設整備費補助金</b>	9,518	8,339	—				
<b>その他</b>	20,546	17,560	23,148				
<b>平成22年度の国からの財政支出見込額</b> （百万円）	0						

**事務・事業シート（概要説明書）**

<b>事業名</b>	労災病院			<b>事業No</b>	1
<b>類型</b>	特定事業執行型（医療・福祉）				
	平成19年度	平成20年度	平成21年度		
<b>再委託</b>	<b>再委託金額（百万円）</b>	—	—	—	
	<b>再委託先（名称・件数）</b>	—	—	—	
	<b>随意契約（件数/金額（同））</b>	—	—	—	
	うち厚労省〇日が在籍している企業団体との契約（件数/金額（同））	—	—	—	
	<b>95%以上の落札率の契約（件数/金額（同））</b>	—	—	—	
	うち厚労省〇日が在籍している企業団体との契約（件数/金額（同））	—	—	—	

**【これまでの事業評価の評価結果及び事業評価の方法】**

評価の主体	評価結果の内容
厚生労働省独立行政法人評価委員会	<p>勤労者医療の地域支援については、患者紹介率や症例検討会・講習会の参加人数及び受託検査数について中期計画を上回る実績をあげるとともに、時間外・休日受付、FAX・メール受付などにより利用者の評価向上に取り組んだ結果、新たに3施設の地域医療支援病院、1施設のがん診療連携拠点病院の承認を得るなど、地域に於ける勤労者医療の中核病院としての評価が認められる、</p> <p>高度・専門的医療の提供については、医師や看護師の研修・体制を強化充実し、目標数値を達成するとともに、外部評価期間による病院機能評価について全国の認定立を大幅に上回った。また、クリニカルパス活用の推進、DPC導入に向けた取組を進め、チーム医療による高度な医療の提供を通じて、医療の標準化を図るとともに、「医療安全チェックシート」等の活用、医療事故などに関するデータの公表も行うなど、医療安全の取組を強化している点も評価できる。</p> <p>行政機関等への貢献については、アスベスト問題への対応について、引き続き全国25カ所のアスベスト疾患センターでアスベスト健診や相談対応に取り組みつつ、石綿関連疾患診断技術研修などの受託事業を実施するなど、行政のニーズに対応し、この問題における指導的立場を維持強化したと言える。また、新型インフルエンザへの対応についても体制整備等の取組を行ったことにより行政機関からの要請に応じて迅速に対応できたことは評価できる。</p>

**事業評価の方法**

- ・ 勤労者医療に関する研修内容を盛り込んだ臨床研修プログラムが作成されたか。
- ・ 救急搬送患者が6万3千人以上受け入れられたか。
- ・ 全ての病院において、患者から満足いく医療が受けられているとの評価が70%以上得られたか。
- ・ クリニカルパス検討委員会の活動等を通じて、クリニカルパスの活用が推進されたか。
- ・ 利用者である労災指定医療機関等から、診療や産業医活動を実施する上で有用であった旨の評価が70%以上得られたか。
- ・ 労災病院において、地域医療連携室を設置して労災指定医療機関との連携強化に努め、40%以上の患者紹介率が達成されたか。
- ・ 労災指定医療機関等の診療時間等に配慮して症例検討会や講習会が開催され、医師等1万5千人以上にモデル医療の普及が行われたか。
- ・ 受託検査が延べ2万5千件以上実施されたか。
- ・ 複数の診療科にわたる労災認定に係る意見書等の作成が、適切かつ迅速に行われているか。

**【現在抱えている課題】**

内 容

事務・事業シート（概要説明書）			
事業名	労災病院	事業No	1
類型	特定事業執行型（医療・福祉）		
事務・事業の必要性 （公共上の見地から確実に実施されることが必要な理由）	<p>労災病院は、勤労者の職業生活を医療の面から支えるという理念の下、アスベスト関連疾患、勤労者のメンタルヘルス、業務の過重負荷による脳・心臓疾患（過労死）、化学物質の暴露による産業中毒を最重点分野としつつ、がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病等の勤労者が罹患することの多い疾病を含め、その予防から治療、リハビリテーション、職場復帰に至る一貫した高度・専門的医療を勤労者等に提供するとともに、産業医等関係者、地域の労災指定医療機関関係者にその成果を普及する役割を担っている。</p> <p>その具体的な取組として、労災医療、急性期リハビリテーションの実施及びアスベスト関連疾患センターをはじめとする各種専門センターの設置等を積極的に進めてきたところである。また、アスベスト健康対策については、「民主党医療政策の考え方」においても被災者の属性により救済内容に格差が生じない隙間のない救済を実現するため、縦割り行政を排し、情報公開、情報開示の促進、患者・家族をはじめとする関係者の参加を確保しながら、アスベスト対策を総合的に推進すると示されている。労災病院の使命である労災医療を遂行するためには一般医療を基盤とした財政的な裏付けが必要であり、医療機関として存在する以上、医療機関に課せられた地域医療への貢献も不可欠である。</p> <p>また、地域医療支援病院の承認も積極的に取得しつつ、地域の労災指定医療機関等との連携を密にし、診断や診療に関する講習会等による情報提供を行っている。なお、一般の労災指定医療機関等から労災病院への患者紹介率は、平成20年度で50%を上回っている。さらに、振動障害やじん肺等の労災認定・鑑別診断等についても、複雑なものは労災病院が行っており、行政機関等に対し多大な貢献を果たしている</p>		
国の施策における位置付け	<p>労災病院業務を通じ、労働者災害補償保険法の目的である労働災害、職業性疾病等の迅速かつ公正な保護のために必要な保険給付（医療提供）、また当該労働者の社会復帰の促進、援護等の労働者の福祉の増進に寄与し、労働安全衛生法の目的である職場における労働者の安全と健康の確保等に貢献している。</p> <p>また、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第10次労働災害防止計画（平成15年度を初年度とする5カ年計画）</li> <li>・アスベスト問題に対する総合対策（平成17年12月27日）</li> <li>・再チャレンジ支援総合プラン行動計画（平成18年12月25日）</li> <li>・新健康フロンティア戦略（平成19年4月18日）</li> <li>・自殺総合対策大綱（平成19年6月8日閣議決定）</li> </ul> <p>等に記述されている労働災害防止、労働者、国民の安全と健康の確保等のために行う政策と整合性をとって業務を実施している。</p>		
廃止の可否	否		
廃止 廃止すると生じる影響	<p>労災病院を廃止した場合、じん肺、アスベスト関連疾患、メンタルヘルス、脳・心臓疾患等の職業性疾病に関する予防、診断、治療、リハビリテーションに至る一貫した高度・専門的医療を提供し、地域の労災指定医療機関等をサポートする中核センターとしての機能が失われ、この結果、職業性疾病に係る高度・専門的医療を必要とする勤労者等に対する医療提供ができなくなり、国民の安全、安心の確保が困難になることに加え、地域の医療機関や産業医への支援、フィードバックがなされなくなり、事業場の産業保健活動の充実、発展も望めなくなる。</p> <p>また、アスベスト問題への対応に代表されるように、これまで労災病院で蓄積されてきたノウハウを活かし、緊急かつ迅速を要する事態に対する確に対応できたが、労災病院を廃止した場合そうした対応ができなくなる。特に、当面続くとみられる全国的に広がっているアスベスト問題への対応は確実に後退する。</p> <p>さらに、労災病院は、過労死、メンタルヘルス等、職場環境等との関わりが深く、一般的な健康診断等では対応できないものについても、積極的な相談・指導等を通じて対応し、労災の発生の未然防止に貢献しているが、このような分野は採算性が低いものであり、労災病院を廃止した場合、他の医療機関での対応は期待できない。</p> <p>労災病院では、その設置目的が故に労災疾病の予防、診断、治療に意欲と熱意をもった医療スタッフを確保し、職業との関係を常に意識し、診療、研究にあたってきた。その集積の中で、臨床を通じ専門性を高め、研究成果を上げてきているが、そうした専門スタッフの確保、育成ができなくなることは、労災疾病に関するモデル医療、モデル予防法等の研究発展を阻害することになる。</p> <p>行政機関が労災保険給付事務を実施するに当たっては、迅速・適正な判断を行う上で必要な意見書の作成や業務上外の認定や障害等級の決定等に係る鑑別診断が必要であり、そのためには、労災補償制度に精通し、職場の実態、労災による傷病の発症機序を踏まえた特殊性を熟知し、かつ中立的・公正な立場で行える幅広い専門科の医師が不可欠である。労災病院がなくなれば診療報酬による収入にも結びつかないこれらの業務は一般の医療機関からは敬遠されることから、労災補償行政の適切な運営に支障が生ずる。</p> <p>労災病院が行っている上記の活動は、労災補償行政にとって大きな意味を持つものであるものの、不採算であることから、労災病院は地域医療の中で活発な医療提供を行うことにより経営基盤を固め、その上で政策医療を行っているところである。労災病院を廃止した場合には、労災病院が培ってきた高い専門性や知見が失われ、政策医療の推進に大きな影響を及ぼすだけでなく、地域における医療提供という点においても甚大な影響を及ぼすこととなる。</p>		

事務・事業シート（概要説明書）			
事業名		労災病院	事業No 1
類型		特定事業執行型（医療・福祉）	
民間主体における実施状況		職場・職業に関連する疾病や負傷に関する予防から治療、リハビリテーションに至る一貫した専門的な医療を提供している民間主体の病院は存在しない。	
民営化	民営化の可否		否
	可	事業性の有無とその理由	
		民営化を前提とした規制の可能性	
		民営化に向けた措置	
		否	理由
地方公共団体への移管	移管の可否		否
	可	移管先	
		内容・理由	
	否	理由	<p>労災病院は、職場・職業に関連した分野での政策医療を担っており、勤労者の健康確保、被災労働者の早期職場復帰を図るため、職場に関連する疾病や負傷に関する予防から治療、リハビリテーションに至る一貫した高度・専門的な医療である勤労者医療の中核的役割を担っており、業務上の疾病等に対する高度・専門的な医療の実施、勤労者の過労死予防等の推進、労災疾病の研究・開発、労災指定医療機関や産業医等に対する勤労者医療の地域支援、さらに現在、社会問題となっているアスベスト関連疾患対策として行っている健康相談、診断・治療、症例収集など、他の医療機関とは異なる職域のアクターとの連携による独自の活動を展開しており、その他の分野において病院運営を行っている他の地方公共団体とは、政策医療の目的が異なることから、労災病院を移管することはできない。</p>
他法人への移	移管の可否		否
	可	移管先	
		内容・理由	
	否	理由	<p>労災病院は、職場・職業に関連した分野での政策医療を担っており、勤労者の健康確保、被災労働者の早期職場復帰を図るため、職場に関連する疾病や負傷に関する予防から治療、リハビリテーションに至る一貫した高度・専門的な医療である勤労者医療の中核的役割を担っており、業務上の疾病等に対する高度・専門的な医療の実施、勤労者の過労死予防等の推進、労災疾病の研究・開発、労災指定医療機関や産業医等に対する勤労者医療の地域支援、さらに現在、社会問題となっているアスベスト関連疾患対策として行っている健康相談、診断・治療、症例収集など、他の医療機関とは異なる職域のアクターとの連携による独自の活動を展開しており、その他の分野において病院運営を行っている他の法人とは、政策医療の目的が異なることから、移管できない。</p>

事務・事業シート（概要説明書）			
事業名		労災病院	事業No 1
類型		特定事業執行型（医療・福祉）	
移管・ 一体的実施	一体的実施の可否	否	
	一体的に実施する法人		
	内容・理由		
	理由	<p>労災病院は、職場・職業に関連した分野での政策医療を担っており、勤労者の健康確保、被災労働者の早期職場復帰を図るため、職場に関連する疾病や負傷に関する予防から治療、リハビリテーションに至る一貫した高度・専門的な医療である勤労者医療の中核的役割を担っており、業務上の疾病等に対する高度・専門的な医療の実施、勤労者の過労死予防等の推進、労災疾病の研究・開発、労災指定医療機関や産業医等に対する勤労者医療の地域支援、さらに現在、社会問題となっているアスベスト関連疾患対策として行っている健康相談、診断・治療、症例収集など、他の医療機関とは異なる職域のアクターとの連携による独自の活動を展開しており、その他の分野において病院運営を行っている他の法人とは、政策医療の目的が異なる。一体的実施により、労災医療が確実に実施されない恐れがあり、また、相乗効果は期待できず、かえって非効率となり適当ではない。</p>	
国の行政機関 への移管	移管の可否	否	
	移管先		
	内容・理由		
	徹底した効率化の内容		
	理由	<p>勤労者の健康確保、被災労働者の早期職場復帰を図るため、職場に関連する疾病や負傷に関する予防から治療、リハビリテーションに至る一貫した高度・専門的な医療である勤労者医療の中核的役割を担い、業務上の疾病等に対する高度・専門的な医療の実施、勤労者の過労死予防等の推進、労災疾病の研究・開発、労災指定医療機関や産業医等に対する勤労者医療の地域支援、さらに現在、社会問題となっているアスベスト関連疾患対策として行っている健康相談、診断・治療、症例収集などは、国では実施しておらず、これらの実績と知見を持っている当機構に行わせることが適当である。</p>	
<b>その他事務・事業の見直し</b> （今後の事務・事業の効率化又は財政支出の削減に向けた取組等）		<p>労災疾病に関する予防から治療、リハビリテーション、職場復帰に至る一貫した高度・専門的医療の提供については、労働災害に関する医学的専門的な知見を有し、一貫した医療の提供を行い、政策医療を担う労災病院において行うことが引き続き必要である。</p> <p>また、産業保健推進センターと連携し、産業医等が行う産業保健活動の支援を行っているが、職場環境等の変化に伴う健康障害（作業関連疾患）は近年社会問題化していることもあり、一層の支援が必要である。</p> <p>病院の運営に当たっては、業務の効率化、経費節減を行い健全な経営を行うものとし、次期中期目標期間においては累積欠損金の削減を図る。</p> <p>労災病院の増改築のための施設整備費補助金については平成20年度までの措置とし、平成21年度以降の労災病院の増改築に当たっては自前収入によるものとする。</p> <p>医療と職業リハビリテーションの連携強化を図る一環として、地域障害者職業センター（独）高齢・障害者雇用支援機構が運営）が行うリワーク・再就職支援との連携を図る。</p> <p>さらに、スケールメリットを活かした共同購入の拡大など、経費節減を図る。</p>	
参 考	行政機関、他法人、自治体等における類似事業	[事業名称] [実施主体] [事業規模(百万円)] [実施状況]	
	行政機関、他法人、自治体、民間等との連携・役割分担		
	諸外国における公的 主体による実施状況	<p>ドイツ・・・法律上労災保険の保険者である労災保険組合において労災病院を設置し、可能な限りの早期治療と、労災に関しての専門的・効果的かつ特別の治療サービスを行い、治療の初期段階から治療と併行して職場への早期復帰を目指した各種リハビリテーションを行っている。</p> <p>イタリア・・・労災保険の制度運営を行っている公社が、診療所において外来療養を実施し、整形外科、眼科、耳科、神経病、外科、血清予防、破傷風予防に関して、実施可能な診断や専門的措置を講じている。</p>	

**事務・事業シート（概要説明書）**

<b>事業名</b>	労災病院	<b>事業No</b>	1
<b>類型</b>	特定事業執行型（医療・福祉）		

**【これまでに受けた主な指摘事項】**

指 摘 事 項		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）	
内 容	指摘主体	番号	内 容(対応年度)
<p>労災病院については、次期中期目標期間開始後、2年程度を目途に個々の病院ごとに、政策医療、地域医療事情、経営事情等を総合的に検証し、その結果を公表し、必要な措置を講ずる。</p> <p>その際、近隣に国立病院がある場合は、都道府県が策定する新たな医療計画、地理的配置状況や担っている医療機能等を踏まえ、個々の病院単位で労災病院と国立病院との診療連携の構築について検討を行う。</p> <p>その上で、厚生労働省全体として、次期中期目標期間終了時まで、厚生労働省所管の独法が運営する病院全体を通じ、病院配置の再編成を含む総合的な検討を行う。（独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日））</p>	閣議決定	②	<p>各労災病院の地域医療における状況把握及び中期目標を達成するための経営基盤の強化の推進をに努めるとともに、平成21年2月～3月に全労災病院の院長からヒアリングを行い、経営改善の必要な病院に対しては平成21年5月に中長期的な病院運営の方針をまとめた基本構想と行動計画の策定をさせるなど、個々の病院の検証の準備に着手しているところであり、整理合理化計画に沿って政策医療の提供、地域医療において果たしている役割、経営状況、国立病院との診療連携の構築等、具体的な検証項目手法の検討を進めている。達成時期は23年3月</p>
<p>医業未収金の徴収業務について、すべての労災病院に係る同業務を本部において一括して民間競争入札を実施する。（独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日））</p>	閣議決定	①	<p>平成21年7月29日落札業者と契約締結し、平成21年10月1日の事業開始</p>
<p>繰越欠損金の解消に向けた抜本的な改革を検討し、投資の効率化、人件費の削減その他の必要な措置を講ずることにより、平成20年度に収支相償させるとともに、平成28年度までを目途に繰越欠損金を解消する。（独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日））</p>	閣議決定	②	<p>整理合理化計画の実現に向けた第一歩として、平成20年度の収支相償を目指して、経営基盤の強化に取り組んだ結果、世界的な金融・経済危機の影響による厚生年金基金資産の目減りに伴う臨時的な退職給付費用の増を除けば、医業活動上の努力は着実に成果を上げつつある。平成21年度以降もこの改善基調をより確実なものとするため、賃金制度の改定、投資の効率化、診療報酬上の上位基準の取得等による収入の確保、物品調達コストの縮減等により、医業活動を通じた収支改善を計画的に進めることによって累積欠損金の解消を図ることとしている。達成時期は29年3月</p>
<p>労災病院事業については、労災病院グループが勤労者医療の中核的な役割を果たす医療機関であるとともに、地域医療の中核的な医療機関でもある場合が多いことから、地域の医療機関等に積極的に労災疾病等に関する研究成果の普及を図るとともに、地域の実情を踏まえつつ、地域医療連携を強化し、事業を進めることが必要である。（19年評価）</p>	評価委員会	①	<p>労災病院グループは、勤労者医療の中核的な役割を担うだけでなく、地域の中核的な医療を担う医療機関である場合も多いので、自院が担うべき役割を十分認識しつつ、効率的に医療を提供できるよう、地域医療連携室の更なる活性化を図り、病診・病病連携等を強化した。また、勤労者医療の中核的な役割を推進するため、労災疾病等に関する研究成果の普及等を図るためにも、地域の労災指定医療機関の診療時間等に配慮した時間帯に症例検討会や講習会を積極的に開催するなどして、地域医療連携の更なる強化を図り、労災病院事業を進めてきた。</p>

**【過去に大きく報道された指摘事項】**

指 摘 事 項		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）	
内 容	指摘主体	番号	内 容(対応年度)
[日付]			
[内容]			

**事務・事業シート（概要説明書）**

事業名	労災疾病等医学研究・開発、普及		事業No	2
類型	特定事業執行型（医療・福祉）			
根拠法令（具体的な条文（①条①項など）も記載）	個別法第12条第1項第1号 業務方法書第4条第1項第1号	関係する通知、計画等		
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等（委託先等： ） <input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕（補助先： 実施主体： ） <input type="checkbox"/> その他（ ）			
事務・事業概要	目的 （何のために）	<p>産業活動に伴い多くの労働災害が発生している疾病、産業構造・職場環境等の変化に伴い勤労者の新たな健康問題として社会問題化している疾病等について、被災労働者の早期職場復帰及び勤労者の健康確保という労働政策の推進に寄与するため、高度・専門的医療やモデル医療の研究・開発、実践、検証及び普及、職場における勤労者の健康確保に効果的な予防手法やその効果の評価手法の研究・開発、普及を行うことを目的とする。</p>		
	対象 （誰/何を対象に）	勤労者等		
	事務・事業内容 （手段、手法など）	<p>依然として多くの重篤な労働災害が発生している疾病や産業構造・職場環境等の変化に伴い、勤労者の新たな健康問題として社会問題化している疾病等を考慮して、じん肺、せき損、産業中毒等の労災疾病等13分野について、臨床データを踏まえつつ、労災病院グループのネットワークを活かし、高度・専門的医療、モデル医療・モデル予防法の研究・開発、普及を行う。</p>		
	事業の期限			
事業の沿革	<p>[いつから実施] 平成16年4月1日 [実施主体の変遷] 昭和32年7月1日 労働福祉事業団 平成16年4月1日 独立行政法人労働者健康福祉機構 [途中で廃止していた期間の有無]</p>			
事業の効果	<p>○ 振動障害：研究開発した（人口気候室とFSBP%を使用したの）振動障害客観的診断法を労災認定が困難な事例の鑑別診断業務に活用          ○ 産業中毒：研究開発した判断指標とスーパークリーンルームを使用しシックハウス等の労災認定業務に活用          ○ 職業性皮膚炎：研究開発した職業性皮膚炎データシステムを約5千人の皮膚科専門医が活用（約1万人の皮膚科専門医のうち、約半数がシステム利用者として登録している）業務上認定の見直しの検討資料として活用される（労働基準法施行規則第35条専門検討会検討資料）          研究開発した理美容業の皮膚疾患原因物質テスト法を使用し手荒れが完治したとの報告          ○ じん肺：地方じん肺審査医に対する研修等各種研修資料として活用されている          研究開発した新たな画像診断法である経時サブトラクション法、胸膜プラークの胸壁3D表示法が早期診断法として臨床現場で活用          ○ アスベスト：石綿関連疾患の確定診断事業の判断指標として活用されている他、各種研修資料として活用          ○ メンタルヘルス不調：研究開発したインターネットを用いたメンタルヘルスチェックシステムによりメンタルヘルス不調者を発見して医療機関へ紹介。また、一般病院にもひろく設置されているスペクトを用いた脳血流量測定によるうつ病の客観的診断法を研究開発した。          ○ 四肢切断：研究開発した重症度スコアが臨床現場で活用          ○ 過労死：研究開発したモデル予防医療が、現場で活用（20年度実績約16万人：勤労者予防医療分のみ）</p> <p>○ 中国、韓国、タイ、モンゴル政府から視察、自国内での研修の要請を受ける          ○ 国内外の大学、研究機関から共同研究の要請を受ける</p>			

## 事務・事業シート（概要説明書）

事業名	労災疾病等医学研究・開発、普及			事業No	2	
類型	特定事業執行型（医療・福祉）					
活動実績 <small>（成果物は別紙で一覧を提出）</small>	【活動指標名】 / 年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度	
	ホームページへのアクセス件数	件	99,043	130,638	216,117	
	研究成果の学会への発表件数	件	89	103	347	
成果目標	主な成果目標は以下のとおり・研究成果の普及に関し日本職業・災害医学会等関連学会において30件以上の学会発表を行う。・医療機関等を対象としたモデル医療情報、事業者や勤労者を対象としたモデル予防情報などを掲載したデータベース（ホームページ）を構築し、中期目標最終年度にアクセス件数を10万件以上得る（年度別目標 H18：47,000件、H19：62,000、H20：100,000）。					
成果実績 <small>（成果指標の目標達成状況等）</small>	【成果指標名】 / 年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度	
	【アクセス件数】	%	210%	210%	216%	
パンフレット・報告書等の作成 <small>（件数） （名称、配付先、配付先での廃棄数は別紙で一覧を提出）</small>		単位	H18年度	H19年度	H20年度	
	報告書	件	0	13	0	
	業績一覧	件	0	1	0	
	冊子	件	12	18	9	
	リーフレット	件	0	0	1	
	出版物	件	1	1	1	
過去事業規模が最大であった年度の件数、金額及び代表的な成果物						
コスト	平成22年度予算見込額		人件費			
	事業費	736 百万円	}	職員構成	概算人件費 <small>（平均給与×従事職員数）</small>	従事役職員数
	人件費	26 百万円		常勤職員	0 千円	人
	総計	762 百万円		非常勤職員	26,225 千円	2 人
		平成19年度（決算額）	平成20年度（決算額）	平成21年度（予算額）		
これまでの予算額等（百万円）		887	1,007	1,024		
医師等謝金	389	592	602			
旅費	20	18	19			
印刷製本費	18	20	21			
消耗器材費	30	27	27			
会議費	0	0	0			
雑役務費	60	70	71			
業務委託費	102	77	78			
器械備品費	83	49	49			
施設整備費補助金	26	—	—			
その他	160	154	157			
平成22年度の国からの財政支出見込額（百万円）		762				

## 事務・事業シート（概要説明書）

事業名	労災疾病等医学研究・開発、普及			事業No	2
類型	特定事業執行型（医療・福祉）				
	平成19年度	平成20年度	平成21年度		
再委託	再委託金額（百万円）	—	—	—	
	再委託先（名称・件数）	—	—	—	
	随意契約（件数/金額（同））	—	—	—	
	うち厚労省〇Bが在籍している企業団体との契約（件数/金額（同））	—	—	—	
	95%以上の落札率の契約（件数/金額（同））	—	—	—	
	うち厚労省〇Bが在籍している企業団体との契約（件数/金額（同））	—	—	—	

### 【これまでの事業評価の評価結果及び事業評価の方法】

評価の主体	評価結果の内容
厚生労働省独立行政法人評価委員会	<p>アスベストやメンタルヘルスなどの労災疾病等13分野全てにおいて取りまとめられた研究成果を国内外の学会発表、論文（224件）、講演会（943件）及び冊子・出版物等において積極的に普及を図り、国内外において高い評価を得た。また、研究の成果のデータ・ベースへのインターネットアクセスは、平成20年度において20万件を越え、目標を大幅に上回る等、中期計画以上の実績を上げたことは評価できる。</p>

### 事業評価の方法

各労災疾病研究センターにおいて、中期計画の別紙13分野の研究テーマ毎に研究開発計画を作成したか。労災疾病研究センターの設置、労災疾病等の研究・開発、普及ネットワークの構築により研究・開発体制が整備され、臨床データ等が全労災病院から集積されるなど、労災疾病に係る研究・開発が計画的かつ着実に実施されているか。モデル医療情報、モデル予防情報などを掲載したデータ・ベース（ホームページ）が構築されるとともに、アクセス件数10万件以上を得られたか。外部委員を含む研究評価委員会により各研究テーマの事前評価、中間評価、最終評価が行われ、その結果が研究計画の改善に反映されているか。

### 【現在抱えている課題】

内 容	
<p><b>事務・事業の必要性</b> （公共上の見地から確実に実施されることが必要な理由）</p>	<p>適切な労災医療提供の基盤を成すものであり、廃止した場合、労働者に密接に関連する治療・予防法の研究・開発等が大幅に後退し、例えば、アスベスト問題のように緊急かつ迅速・的確に取り組むべき課題への対応が大幅に遅れあるいは、対応が出来なくなり国民の安全、安心の確保が困難になる。</p>

事務・事業シート（概要説明書）

事業名		労災疾病等医学研究・開発、普及	事業No	2
類型		特定事業執行型（医療・福祉）		
国の施策における位置付け		労災疾病等に関する予防、治療、被災者の早期職場復帰等に必要な研究であり、また、国の適正な労災認定にも寄与しており、国の労働政策に沿ったものである。		
廃止	廃止の可否	否		
	廃止すると生じる影響	廃止した場合、労災医療に不可欠な治療・予防法の研究・開発・普及等が大幅に後退するとともに、例えば、アスベスト問題のように緊急かつ迅速・的確に取り組むべき課題への対応が大幅に遅れあるいは、対応が出来なくなり国民の安全、安心の確保が困難になる。		
	民間主体における実施状況	労災以外でも生じ得る個別の疾病については、一部私立大学病院等においても行われているが、職業性疾病について、全国的に豊富かつ職歴、職業との関係に係る情報を伴った臨床例に基づき研究を実施し、かつ、その成果をフィードバックしている民間はない。		
民営化	民営化の可否	否		
	事業性の有無とその理由			
	民営化を前提とした規制の可能性			
	民営化に向けた措置			
否	理由	これらの研究を行う研究者は民間には少ないが、疾病研究を行うためには、疾病と職業との関連などのデータの蓄積や職域関係者との連携が重要となっている。また、特殊な機器・設備も必要になるが、特殊性が故に民間で保有する例は少なく、さらに、これらの研究及び基礎となる診療は採算性が低いことから、民営化は困難である。		
地方公共団体への移管	移管の可否	否		
	移管先			
	内容・理由			
否	理由	疾病研究には、疾病と職業との関連を含め、豊富な臨床データの蓄積や、職域関係者との連携が不可欠であり、労災病院グループを中核とした勤労者医療ネットワークや産業保健推進センター等を活用した産業保健関係者とのネットワークがあって初めて可能なものである。よって、一地方公共団体等が単独で行うことは困難である。		

事務・事業シート（概要説明書）

事業名		労災疾病等医学研究・開発、普及	事業No	2	
類型		特定事業執行型（医療・福祉）			
他 法 人 へ の 移 管 ・ 一 体 的 実 施	移管の可否	否			
	可	移管先			
		内容・理由			
	否	理由	<p>様々な労災疾病等についての長年の臨床経験に基づく実際の患者を対象とした臨床研究であり、このような研究を行っている法人は他にはない。また、労災病院グループは職業との関連についての情報等を基に目的意識とネットワークをもった組織であるからこそ成し得ているものである。新たな労災疾病、作業関連疾患が出現する中において、その予防法、治療法の研究・開発を行い、質の向上を図りこれをフィードバックすることは、他の主体では不可能である。</p>		
		一体的実施の可否	否		
	可	一体的に実施する法人			
内容・理由					
否	理由	<p>様々な労災疾病等についての長年の臨床経験に基づく実際の患者を対象とした臨床研究であり、このような研究を行っている法人は他にはない。労災病院グループとして、労災医療を推進するとのミッションの下、統一的な職歴調査票に基づく臨床データの収集や、職域関係者との連携、専門的技能を有する医師の養成等を図るとともに、それを踏まえてアスベスト問題など緊急的な課題にも迅速機動的に対応しているところである。政策目的の異なる他法人での一体的実施はこれらミッションの低下と対応の後退につながるため不可能である。</p>			
	移管の可否	否			
国 の 行 政 機 関 へ の 移 管	可	移管先			
		内容・理由			
		徹底した効率化の内容			
	否	理由	<p>様々な労災疾病等についての長年の臨床経験に基づく実際の患者を対象とした臨床研究であり、労災病院グループは職業との関連についての情報等を基に目的意識とネットワークをもった組織であるからこそ成し得ているものである。したがって、新たな労災疾病、作業関連疾患が出現する中において、国の行政機関へ移管し、その予防法、治療法の研究・開発を行い、質の向上を図りこれをフィードバックすることは、不可能である。</p>		
その他事務・事業の見直し (今後の事務・事業の効率化又は財政支出の削減に向けた取組等)		<p>労災疾病等13分野の研究については、社会問題化している労災疾病、治療等が困難な労災疾病を重点的に行っている。これらは、労災疾病に対して専門的な知見、多くの症例を保有している労災病院で行うことが、医療技術、治療法の開発に有効であると考えられることから、引き続き実施する必要があるが、研究分野については、社会情勢、産業構造・労働環境等の変化を勘案しつつ検討を行い、必要に応じた見直しを行う。</p>			

## 事務・事業シート（概要説明書）

<b>事業名</b>	労災疾病等医学研究・開発、普及	<b>事業No</b>	2
<b>類型</b>	特定事業執行型（医療・福祉）		
<b>参 考</b>	行政機関、他法人、自治体等における類似事業	[事業名称] [実施主体] [事業規模(百万円)] [実施状況]	
	行政機関、他法人、自治体、民間等との連携・役割		
	諸外国における公的 主体による実施状況		

### 【これまでに受けた主な指摘事項】

指 摘 事 項		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）	
内 容	指摘主体	番号	内 容(対応年度)
労災疾病研究センター業務について、専門医等研究スタッフの配置状況、臨床研究対象の患者数等を勘案した集約化を検討する。（独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日））	閣議決定	②	労災疾病等研究のあり方について、院長、副院長などの意見、集約化のために必要なデータ等を収集しつつ検討しているところであり、平成21年度に設置した検討委員会において集約化についての結論を得る。
今後は、国外も含め効率的かつ効果的な成果の普及が積極的に行われることを期待する。（19年評価）	評価委員会	①	研究成果につきアメリカ眼科学会・内分泌学会・アメリカ手の外科学会、国際頸椎学会、国際ストレス学会等国外28の関連医学会で発表した。

### 【過去に大きく報道された指摘事項】

指 摘 事 項		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）	
内 容	指摘主体	番号	内 容(対応年度)
[日付]			
[内容]			

## 事務・事業シート（概要説明書）

<b>事業名</b>	労災看護専門学校	<b>事業No</b>	3		
<b>類型</b>	特定事業執行型（医療・福祉）				
<b>根拠法令（具体的な条文（①条①項など）も記載）</b>	個別法第12条第1項第1号 業務方法書第4条第1項第1号	<b>関係する通知、計画等</b>			
<b>実施方法</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等（委託先等： ） <input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕（補助先： 実施主体： ） <input type="checkbox"/> その他（ ）				
	<b>事務・事業概要</b>	<b>目的</b> （何のために）	労災疾病に関する予防から治療、リハビリテーション、職場復帰に至る一貫した高度・専門的医療の提供及び職場における健康確保について中核的役割を担う労災病院の機能を効果的に発揮する観点から、勤労者医療を推進する労災病院に勤務する専門的な看護を提供できる看護師の養成を行う。		
		<b>対象</b> （誰/何を対象に）	看護師として養成される学生		
		<b>事務・事業内容</b> （手段、手法など）	近年の看護師不足等の中で、労災看護専門学校においては、労災病院における勤労者医療の推進に必要な専門性を有する看護師を養成すること。		
<b>事業の期限</b>					
<b>事業の沿革</b>	[いつから実施] 昭和35年4月1日 [実施主体の変遷] 昭和32年7月1日 労働福祉事業団 平成16年4月1日 独立行政法人労働者健康福祉機構 [途中で廃止していた期間の有無]				
<b>事業の効果</b>	平成18年度診療報酬改定で7対1入院基本料が新設されて以降、看護師獲得が激化する中、優秀な看護師の確保は最重点課題の一つである。このような中、労災看護専門学校の卒業生のほとんどが労災病院の看護師として勤務し、平成21年度において、労災病院に新規採用された新卒看護師665名のうち、約半数の328名が労災看護専門学校の卒業生であり、労災病院全看護師においては約40%が労災看護専門学校の卒業生で占める状況にある。労災病院においては、こうした労災看護専門学校で教育を受けた看護師が中心となってその他の看護師に対し勤労者医療への対応等の指導を行っている。				
<b>活動実績</b> （成果物は別紙で一覧を提出）	<b>【活動指標名】 / 年度実績・評価</b>	<b>単位</b>	<b>H18年度</b>	<b>H19年度</b>	<b>H20年度</b>
	国家試験合格率	%	98.7%	99.0%	97.1%
<b>成果目標</b>	労災看護専門学校において、勤労者医療の役割・機能を理解するため、職業性疾病に関する理解、メンタルヘルスマネジメント、災害看護等の講義を含むカリキュラムに基づき、勤労者医療を推進するために必要な知識や技術の習得のため、特色ある教育を行うとともに、勤労者医療を推進する労災病院における臨地実習を通して、勤労者医療の視点も持って看護実践していくために必要な専門的知識を有する看護師を育成する。 また、勤労者の罹患率の高い疾病の治療と職業の両立支援等の新たな教育内容を取り込み、勤労者医療に関するカリキュラムの更なる充実を図っている。				
<b>成果実績</b> （成果指標の目標達成状況等）	<b>【成果指標名】 / 年度実績・評価</b>	<b>単位</b>	<b>H18年度</b>	<b>H19年度</b>	<b>H20年度</b>
<b>パンフレット・報告書等の作成</b> （件数） （名称、配付先、配付先での廃棄数は別紙で一覧を提出）	<b>単位</b>	<b>H18年度</b>	<b>H19年度</b>	<b>H20年度</b>	

事務・事業シート（概要説明書）

事業名	労災看護専門学校			事業No	3	
類型	特定事業執行型（医療・福祉）					
過去事業規模が最大であった年度の件数、金額及び代表的な成果物						
コスト	平成22年度予算見込額		人件費			
	事業費	1,221 百万円	}	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)	従事役職員数
	人件費	918 百万円		常勤職員	906,976 千円	90 人
	総計	2,139 百万円		非常勤職員	11,016 千円	4 人
平成19年度（決算額）		平成20年度（決算額）	平成21年度（予算額）			
これまでの予算額等（百万円）	1,616	1,488	3,706			
医師等謝金	145	161	171			
旅費	17	19	20			
燃料費	12	11	12			
光熱水費	67	70	75			
印刷製本費	17	19	20			
消耗器材費	30	31	33			
会議費	0	0	0			
雑役務費	43	47	50			
業務委託費	47	42	45			
営繕費	4	4	4			
器械備品費	44	8	8			
施設整備費補助金	270	176	2,339			
その他	85	69	74			
平成22年度の国からの財政支出見込額（百万円）	1839					
再委託	平成19年度		平成20年度	平成21年度		
	再委託金額（百万円）	—	—	—		
	再委託先（名称・件数）	—	—	—		
	随意契約（件数/金額（同））	—	—	—		
	うち厚労省〇日が在籍している企業団体との契約（件数/金額（同））	—	—	—		
	95%以上の落札率の契約（件数/金額（同））	—	—	—		
うち厚労省〇日が在籍している企業団体との契約（件数/金額（同））	—	—	—			

## 事務・事業シート（概要説明書）

<b>事業名</b>	労災看護専門学校	<b>事業No</b>	3
<b>類型</b>	特定事業執行型（医療・福祉）		

### 【これまでの事業評価の評価結果及び事業評価の方法】

評価の主体	評価結果の内容
厚生労働省 独立行政法人 評価委員会	労災看護学校の国家試験合格率99.0%を確保する等看護師の確保・育成に努めるなど高度な医療サービスの提供に向けた取組みを実施した。
事業評価の方法	
看護師国家試験全国平均合格率90.3%の水準にあるかどうか。	

### 【現在抱えている課題】

内 容		
<b>事務・事業の 必要性 (公共上の見地から確 実に実施されることが 必要な理由)</b>	<p>労災看護専門学校では、労災病院における勤労者医療への対応を円滑に行うことができるよう、勤労者医療に関するカリキュラムを取り入れており、勤労者医療の専門的知識を有する看護師を育成している。勤労者医療の専門的知識を有する看護師の養成は労災病院における高度な医療の提供のためには不可欠であり、今後とも労災看護専門学校の運営は必要である。</p> <p>また、平成18年度診療報酬改定で7対1入院基本料が新設されて以降、看護師獲得が激化する中、看護体制の維持獲得には、優秀な看護師の確保は最重点課題の一つである。このような中、労災看護専門学校の卒業生のほとんどが労災病院の看護師として勤務し、平成21年度において、労災病院に新規採用された新卒看護師665名のうち、約半数の328名が労災看護専門学校の卒業生であり、労災病院全看護師においては約40%が労災看護専門学校の卒業生で占める状況にある。労災病院においては、こうした労災看護専門学校で教育を受けた看護師が中心となってその他の看護師に対し勤労者医療への対応等の指導を行っており、こうしたことから労災看護専門学校の存在意義は高く、不可欠な事業である。</p>	
<b>国の施策における位置 付け</b>	<p>国の重点施策に沿って業務を実施している労災病院がその使命である勤労者医療を推進する上で必要な専門性を有する看護師を養成していることから、国の重点施策に沿ったものである。</p>	
<b>廃止</b>	<b>廃止の可否</b>	否
	<b>廃止すると生じる 影響</b>	<p>廃止した場合、勤労者医療に関する専門的な知識を有する看護師の養成施設がなくなり、政策医療に必要な看護師の確保が困難となる。その結果、労災病院における勤労者医療の提供に支障が生じ、政策医療を遂行できなくなる。また、最近の看護師不足もあり全国的な看護師の需給に悪影響を及ぼす可能性がある。</p>
	<b>民間主体における 実施状況</b>	別紙1のとおり

事務・事業シート（概要説明書）

事業名		労災看護専門学校	事業No	3	
類型		特定事業執行型（医療・福祉）			
民営化	民営化の可否	否			
	可	事業性の有無とその理由			
		民営化を前提とした規制の可能性			
		民営化に向けた措置			
	否	理由	民間に移管した場合、労災病院と密接に連携した教育を行うことができず、勤労者医療に関する専門的な知識を有する看護師を養成することが困難となり、勤労者医療の質の低下を招くことになる。		
地方公共団体への移管	移管の可否	否			
	可	移管先			
		内容・理由			
	否	理由	地方公共団体に移管した場合、労災病院と密接に連携した教育を行うことができず、勤労者医療に関する専門的な知識を有する看護師を養成することが困難となり、勤労者医療の質の低下を招くことになる。		
	他法人への移管・一体的実施	移管の可否	否		
可		移管先			
		内容・理由			
否		理由	他の法人に移管した場合、労災病院と密接に連携した教育を行うことができず、勤労者医療に関する専門的な知識を有する看護師を養成することが困難となり、勤労者医療の質の低下を招くことになる。		
可		一体的実施の可否	否		
		一体的に実施する法人			
		内容・理由			
否	理由	勤労者医療に関する専門的な知識を有する看護師養成を目的とする法人は他になく、一体的実施による効果は期待できない。			
国の行政機関への移管	移管の可否	否			
	可	移管先			
		内容・理由			
		徹底した効率化の内容			
	否	理由	勤労者医療に関する専門的な知識を有する看護師の養成施設であり、政策医療を推進する労災病院と密接な連携をもって教育を行っており、国の行政機関に事務・事業を移管することは難しい。		

**事務・事業シート（概要説明書）**

<b>事業名</b>	労災看護専門学校	<b>事業No</b>	3
<b>類型</b>	特定事業執行型（医療・福祉）		
<b>その他事務・事業の見直し</b> (今後の事務・事業の効率化又は財政支出の削減に向けた取組等)	勤労者医療に関する専門的な看護を提供できる人材の育成を行っているところであり、看護師確保の観点からも、看護師の養成について引き続き実施する。 医療技術の高度化等に対応するため、更なる教育内容の充実を図る。 自前収入の増加及び業務の効率化等による費用の削減を図り、運営費交付金の減少を図る。		
<b>参考</b>	<b>行政機関、他法人、自治体等における類似事業</b>	[事業名称] [実施主体] [事業規模(百万円)] [実施状況]	
	<b>行政機関、他法人、自治体、民間等との連携・役割分担</b>		
	<b>諸外国における公的主体による実施状況</b>		

**【これまでに受けた主な指摘事項】**

指 摘 事 項		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）	
内 容	指摘主体	番号	内 容(対応年度)
勤労者医療に関するカリキュラムの拡充を図るため、検討会が設置され、勤労者の健康を取り巻く状況等を踏まえたカリキュラムの見直しが行われたか。（政・独委評価の視点事項と同様）	政・独委	①	勤労者医療概論やメンタルヘルスマネジメント等の特別講義（75時間4単位）を含む勤労者医療カリキュラムに基づき、教育を実施した。

**【過去に大きく報道された指摘事項】**

指 摘 事 項		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）	
内 容	指摘主体	番号	内 容(対応年度)
[日付]			
[内容]			

事務・事業シート（概要説明書）						
事業名	医療リハビリテーションセンター				事業No	4
類型	特定事業執行型（医療・福祉）					
根拠法令（具体的な条文（①条①項など）も記載）	個別法第12条第1項第1号 業務方法書第4条第1項第1号	関係する通知、計画等				
実施方法	■直接実施					
	□業務委託等（委託先等： ）					
	□補助金〔直接・間接〕（補助先： 実施主体： ）					
	□その他（ ）					
事務・事業概要	目的 （何のために）	(1) 被災労働者であってリハビリテーションの対象である者に対する総合的な診療及びリハビリテーション (2) 労働基準監督署長の委託を受けて行う認定検査 (3) リハビリテーション医学の臨床的研究、身体機能のリハビリテーション工学的研究等リハビリテーション対象者の社会復帰に関する研究 (4) 健康保険その他の社会保険の患者及び社会保障関係の患者に対する総合的な診療及びリハビリテーション				
	対象 （誰/何を対象に）	被災労働者等				
	事務・事業内容 （手段、手法など）	労働災害等による四肢、脊髄の障害、頭部外傷等による中枢神経麻痺などの障害を被った勤労者に対し、高度かつ専門的な医療水準の治療及び医学的リハビリテーションを行い、さらに隣接する職業リハビリテーションセンター（（独）高齢・障害者雇用支援機構が運営）との連携のもとに、早期職場・自宅復帰を図る。また、重度障害者のための支援機器や住宅環境について研究を行う。				
	事業の期限					
事業の沿革	[いつから実施] 昭和62年6月1日 [実施主体の変遷] 昭和32年7月1日 労働福祉事業団 平成16年4月1日 独立行政法人労働者健康福祉機構 [途中で廃止していた期間の有無]					
事業の効果	四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対して、高度・専門的な医療を提供するとともに地域との連携を図り、対象者の社会復帰率80%を確保している。					
活動実績 （成果物は別紙で一覧を提出）	【活動指標名】 / 年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度	
	医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合	%	81.1%	80.4%	80.4%	
成果目標	四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に係る高度・専門的な医療を提供し、更に地域との連携を密にして、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上確保する。					
成果実績 （成果指標の目標達成状況等）	【成果指標名】 / 年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度	
	医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合	%	101.4%	100.5%	100.5%	
パンフレット・報告書等の作成 （名称、配付先、配付先での廃棄数は別紙で一覧を提出）		単位	H18年度	H19年度	H20年度	

事務・事業シート（概要説明書）								
事業名	医療リハビリテーションセンター				事業No	4		
類型	特定事業執行型（医療・福祉）							
過去事業規模が最大であった年度の件数、金額及び代表的な成果物								
コスト	平成22年度予算見込額		人件費					
	事業費	838 百万円	}	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)		従事役職員数	
	人件費	939 百万円		常勤職員	936,054 千円	114	人	
	総計	1,777 百万円		非常勤職員	3,074 千円	1	人	
平成19年度（決算額）		平成20年度（決算額）		平成21年度（予算額）				
これまでの予算額等（百万円）	1,813	1,793	2,011					
内訳	医療諸費	329	325	351				
	医師等謝金	121	115	124				
	旅費	8	9	10				
	研究費	8	6	7				
	燃料費	17	18	19				
	光熱水費	46	47	50				
	印刷製本費	5	3	4				
	消耗器材費	14	13	14				
	雑役務費	42	41	44				
	業務委託費	156	141	152				
	営繕費	20	1	1				
	器械備品費	36	16	17				
	施設整備費補助金	5	42	25				
	その他	83	72	69				
平成22年度の国からの財政支出見込額（百万円）	49							
再委託	再委託金額（百万円）	平成19年度	平成20年度	平成21年度				
	再委託先（名称・件数）	—	—	—				
	随意契約（件数/金額（同））	—	—	—				
	うち厚労省OBが在籍している企業団体との契約（件数/金額（同））	—	—	—				
	95%以上の落札率の契約（件数/金額（同））	—	—	—				
	うち厚労省OBが在籍している企業団体との契約（件数/金額（同））	—	—	—				

【これまでの事業評価の評価結果及び事業評価の方法】

評価の主体	評価結果の内容
厚生労働省独立行政法人評価委員会	メディカルソーシャルワーカー等の活用により社会復帰を促進し、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合が中期目標の80%を上回る実績を上げる一方、患者満足度も高い数値をあげた（平成20年度実績84.5%）ことは評価できる。
事業評価の方法	
四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対するチーム医療の推進及び職業リハビリテーションセンターとの連携等により、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合が80%以上確保されたか。	

事務・事業シート（概要説明書）			
事業名	医療リハビリテーションセンター	事業No	4
類型	特定事業執行型（医療・福祉）		

【現在抱えている課題】

		内容	
事務・事業の必要性 （公共上の見地から確実に実施されることが必要な理由）		四肢、せき損、頭部外傷等による中枢神経麻痺などの障害を被った勤労者、重度の脊椎、脊髄障害を被った勤労者に対し、専門的な治療及び高度な医療水準のリハビリテーションを行い、職場復帰のために職業訓練までも行うことができるのはこれらの施設において他にはないこと、また、職場復帰等の比率が高い等実績もある。したがって、政策医療を実践し高度な医療、リハビリテーションの提供等を継続するために本事業は不可欠である。	
国の施策における位置付け		労働者災害補償保険法の趣旨に沿って、四肢、せき損、頭部外傷等による中枢神経麻痺などの障害を被った勤労者あるいは脊椎、脊髄に重度の障害を被った勤労者に対し、高度かつ専門的な医療から職業復帰までの医学的リハビリテーションを提供しており、国の労災補償施策の重要な位置付けを担っている。 また、再チャレンジ支援総合プランにも沿ったものである。	
廃止	廃止の可否	否	
	廃止すると生じる影響	廃止した場合、中枢神経麻痺等の重度な障害を有する患者に対し、高度リハビリテーションの提供ができなくなり、その結果、社会復帰が遅れたり困難になる。	
	民間主体における実施状況	同種事業は民間では実施されていない。	
民営化	民営化の可否	否	
	可	事業性の有無とその理由	
		民営化を前提とした規制の可能性	
		民営化に向けた措置	
否	理由	採算性が低く、また、この分野に特化して蓄積してきた診療技術、知識、知見は他になく、専門性の高い事業であり、民間で実施することは困難である。 また、21年度末に廃止する労災リハビリテーション工学センターが行っている「せき損患者に対する日常生活支援機器の研究開発」について、廃止後、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターにおいて実施することとしているが、この業務においても採算性は低く、民間でこのような業務を実施することは困難である。	
地方公共団体への移管	移管の可否	否	
	可	移管先	
		内容・理由	
否	理由	この分野に特化して蓄積してきた診療技術、知識、知見は他になく、他の法人ではこのような専門性の高い事業の実施は困難である。	

事務・事業シート（概要説明書）			
事業名		医療リハビリテーションセンター	事業No 4
類型		特定事業執行型（医療・福祉）	
他法人への移管・一体的実施	移管の可否		否
	可	移管先	
		内容・理由	
	否	理由	この分野に特化して蓄積してきた診療技術、知識、知見は他にはなく、他の法人ではこのような専門性の高い事業の実施は困難である。
	一体的実施の可否		否
	可	一体的に実施する法人	
		内容・理由	
否	理由	この分野に特化して蓄積してきた診療技術、知識、知見は他にはなく、他の法人ではこのような専門性の高い事業の実施は困難であることから、他法人との一体的実施による効果は期待できない。	
国の行政機関への移管	移管の可否		否
	可	移管先	
		内容・理由	
		徹底した効率化の内容	
否	理由	この分野に特化して蓄積してきた診療技術、知識、知見は他にはなく、国の行政機関ではこのような専門性の高い事業の実施は困難である。	
その他事務・事業の見直し (今後の事務・事業の効率化又は財政支出の削減に向けた取組等)		四肢、脊髄の障害、頭部外傷等による中枢神経麻痺などの障害を被った勤労者の社会復帰のために、高度な医療水準のリハビリテーションを行い、隣接する職業リハビリテーションセンターと連携して職場復帰のために職業訓練までも行うことができるのは当センターにおいて他にはないこと、また、職場復帰等の比率が高い等実績もあることから業務の効率化に努めるとともに引き続き実施する。	
行政機関、他法人、自治体等における類似事業		[事業名称] [実施主体] [事業規模(百万円)] [実施状況]	
行政機関、他法人、自治体、民間等との連携・役割分担			

**事務・事業シート（概要説明書）**

<b>事業名</b>	医療リハビリテーションセンター	<b>事業No</b>	4
<b>類型</b>	特定事業執行型（医療・福祉）		
<b>参考</b>	<p>諸外国における公的 主体による実施状況</p> <p>ドイツ・・・法律上労災保険の保険者である労災保険組合において労災病院を設置し、職場への早期復帰を目指した各種リハビリテーションを行っており、職業リハビリテーションには、職業準備訓練、養成訓練、転換訓練等が含まれる。 フランス・・・労災保険給付として、機能回復訓練、職業再教育及び職業転換等の現物給付が行われている。また、労働災害・職業病に限定したものではないが、国の機関である初級疾病金庫（CPAM）の福祉事業としてリハビリテーション施設等が設置されている。 スウェーデン・・・法律で労働生活への復帰を目指すリハビリテーションについて定めており、職業リハビリテーションとして労働市場機構（AMI）による技能訓練や学校の職業課程等を実施している。 アメリカ・・・職業リハビリテーションに関しては、使用者の負担する補償内容に含まれている州（ヴァージニア州、カリフォルニア州、ニューヨーク州等）もあり、連邦においては、各州の職業リハビリテーション機関と協力し、職業リハビリテーションプログラムを行っている。</p>		

**【これまでに受けた主な指摘事項】**

指 摘 事 項		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）	
内 容	指摘主体	番号	内 容(対応年度)
今後、地域との連携を密にし、更に職場・自宅復帰を進めることを期待する（19年評価）	評価委員会	①	MSWを中心として退院支援を行い、職場復帰及び自宅復帰を推進した。

**【過去に大きく報道された指摘事項】**

指 摘 事 項		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）	
内 容	指摘主体	番号	内 容(対応年度)
[日付]			
[内容]			

**事務・事業シート（概要説明書）**

<b>事業名</b>	総合せき損センター	<b>事業No</b>	5		
<b>類型</b>	特定事業執行型（医療・福祉）				
<b>根拠法令（具体的な条文（①条①項など）も記載）</b>	個別法第12条第1項第1号 業務方法書第4条第1項第1号	<b>関係する通知、計画等</b>			
<b>実施方法</b>	■直接実施				
	□業務委託等（委託先等：）				
	□補助金〔直接・間接〕（補助先： 実施主体：）				
	□その他（）				
<b>事務・事業概要</b>	<b>目的（何のために）</b>	(1) 事業主に使用される労働者であって業務災害又は通勤災害によるせき髄損傷者等（外傷性せき髄障害を受けた者及びこれに類する外傷性障害を受けた者をいう。）に対する総合的な診療及びリハビリテーション (2) せき髄損傷者等に関するリハビリテーション医学の臨床的研究、日常生活用具の開発研究等せき髄損傷者等の社会復帰に関する研究 (3) 労働基準監督署長の委託を受けて行う認定検査 (4) 健康保険その他の社会保険及び社会保障関係のせき髄損傷者等に対する総合的な診療及びリハビリテーション			
	<b>対象（誰/何を対象に）</b>	被災労働者等			
	<b>事務・事業内容（手段、手法など）</b>	総合せき損センターにおいては、労働災害等による外傷により脊椎、脊髄に重度の障害を被った勤労者に対し、高度かつ専門的な医療水準の治療及び医学的リハビリテーションを行い、早期職場・自宅復帰を図る。また、重度障害者のための支援機器や住宅環境について研究を行う。			
	<b>事業の期限</b>				
<b>事業の沿革</b>	[いつから実施] 昭和54年6月1日 [実施主体の変遷] 昭和32年7月1日 労働福祉事業団 平成16年4月1日 独立行政法人労働者健康福祉機構 [途中で廃止していた期間の有無]				
<b>事業の効果</b>	外傷による脊椎・せき髄障害患者に対して高度・専門的医療を提供し、対象者の社会復帰率80%を確保している。 また、急性期脊椎患者の受入れの一環として、平成20年度のヘリコプターによる患者収容件数は35件となっている。				
<b>活動実績</b> (成果物は別紙で一覧を提出)	<b>【活動指標名】 / 年度実績・評価</b>	<b>単位</b>	<b>H18年度</b>	<b>H19年度</b>	<b>H20年度</b>
	医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合	%	82.5%	85.0%	84.8%
<b>成果目標</b>	外傷による脊椎・せき髄障害患者に係る高度・専門的医療を提供し、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上確保する。				
<b>成果実績</b> (成果指標の目標達成状況等)	<b>【成果指標名】 / 年度実績・評価</b>	<b>単位</b>	<b>H18年度</b>	<b>H19年度</b>	<b>H20年度</b>
	医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合	%	103.1%	106.3%	106.0%
<b>パンフレット・報告書等の作成</b> (件数) (名称、配付先、配付先での廃棄数は別紙で一覧を提出)	<b>単位</b>	<b>H18年度</b>	<b>H19年度</b>	<b>H20年度</b>	

**事務・事業シート（概要説明書）**

<b>事業名</b>	総合せき損センター			<b>事業No</b>	5	
<b>類型</b>	特定事業執行型（医療・福祉）					
過去事業規模が最大であった年度の件数、金額及び代表的な成果物						
<b>コスト</b>	平成22年度予算見込額		人件費			
	<b>事業費</b>	1,372 百万円	}	<b>職員構成</b>	概算人件費 (平均給与×従事職員数)	従事役職員数
	<b>人件費</b>	1,309 百万円		常勤職員	1,245,696 千円	133 人
	<b>総計</b>	2,682 百万円		非常勤職員	63,784 千円	3 人
	平成19年度（決算額）	平成20年度（決算額）	平成21年度（予算額）			
これまでの予算額等（百万円）	2,431	2,465	2,748			
<b>内訳</b>	<b>医療諸費</b>	479	483	520		
	<b>医師等謝金</b>	101	121	130		
	<b>旅費</b>	12	13	14		
	<b>研究費</b>	35	29	31		
	<b>燃料費</b>	32	39	42		
	<b>光熱水費</b>	48	51	54		
	<b>印刷製本費</b>	6	5	6		
	<b>消耗器材費</b>	14	14	16		
	<b>会議費</b>	0	0	0		
	<b>雑役務費</b>	53	47	50		
	<b>業務委託費</b>	201	208	224		
	<b>営繕費</b>	58	40	43		
	<b>器械備品費</b>	21	16	17		
	<b>施設整備費補助金</b>	8	—	16		
<b>その他</b>	161	222	157			
平成22年度の国からの財政支出見込額（百万円）	220					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度			
<b>再委託金額（百万円）</b>	—	—	—			
<b>再委託先（名称・件数）</b>	—	—	—			
<b>随意契約（件数/金額（同））</b>	—	—	—			
うち厚労省OBが在籍している企業団体との契約（件数/金額（同））	—	—	—			
<b>95%以上の落札率の契約（件数/金額（同））</b>	—	—	—			
うち厚労省OBが在籍している企業団体との契約（件数/金額（同））	—	—	—			

**【これまでの事業評価の評価結果及び事業評価の方法】**

<b>評価の主体</b>	<b>評価結果の内容</b>
厚生労働省独立行政法人評価委員会	メディカルソーシャルワーカー等の活用により社会復帰を促進し、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合が中期目標の80%を上回る実績を上げる一方、患者満足度も高い数値をあげた（平成20年度実績85.6%）ことは評価できる。
<b>事業評価の方法</b>	
外傷による脊椎・せき髄損傷患者に対するチーム医療の推進及びせき髄損傷者職業センターとの連携等により、医学的に職場・自宅復帰可能職業復帰可能である退院患者の割合が80%以上確保されたか。	

**事務・事業シート（概要説明書）**

<b>事業名</b>	総合せき損センター	<b>事業No</b>	5
<b>類型</b>	特定事業執行型（医療・福祉）		

**【現在抱えている課題】**

		内 容
	<b>事務・事業の必要性 （公共上の見地から確実に実施されることが必要な理由）</b>	業務災害又は通勤災害等によるせき髄損傷者等（外傷性せき髄障害を受けた者及びこれに類する外傷性障害を受けた者）に対し、専門的な治療及び高度な医療水準のリハビリテーションを行うことが出来るのはこれらの施設において他にはないこと、また、社会復帰等の比率が高い等実績もある。したがって、政策医療を実践し高度な医療、リハビリテーションの提供等を継続するために本事業は不可欠である。
	<b>国の施策における位置付け</b>	業務災害又は通勤災害等によるせき髄損傷者等（外傷性せき髄障害を受けた者及びこれに類する外傷性障害を受けた者）に対し、高度かつ専門的な医療により急性期から社会復帰までの一貫した医療を提供しており、国の労災補償施策の重要な位置付けを担っている。 また、再チャレンジ支援総合プランにも沿ったものである。
<b>廃止</b>	<b>廃止の可否</b>	否
	<b>廃止すると生じる影響</b>	廃止した場合、脊髄損傷患者の受傷直後の救命医療から専門的な整形外科、神経外科的、泌尿生殖器科的、内科的治療、リハビリテーション及び社会復帰まで一貫した高度専門的医療を提供できる国内で唯一無比の医療施設がなくなることとなり、こうした重度な障害を持つ患者への総合的な医療の提供ができなくなる。
	<b>民間主体における実施状況</b>	同種事業は民間では実施されていない。
<b>民営化</b>	<b>民営化の可否</b>	否
	<b>事業性の有無とその理由</b>	
	<b>民営化を前提とした規制の可能性</b>	
	<b>民営化に向けた措置</b>	
	<b>理由</b>	採算性が低く、また、この分野に特化して蓄積してきた診療技術、知識、知見は他になく、専門性の高い事業であり、民間で実施することは困難である。 また、21年度末に廃止する労災リハビリテーション工学センターが行っている「せき損患者に対する日常生活支援機器の研究開発」について、廃止後、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターにおいて実施することとしているが、この業務においても採算性は低く、民間でこのような業務を実施することは困難である。

**事務・事業シート（概要説明書）**

<b>事業名</b>		総合せき損センター	<b>事業No</b>	5
<b>類型</b>		特定事業執行型（医療・福祉）		
地方公共団体への移管	<b>移管の可否</b>	否		
	<b>移管先</b>			
	<b>内容・理由</b>			
	<b>理由</b>	この分野に特化して蓄積してきた診療技術、知識、知見は他にはなく、他の法人ではこのような専門性の高い事業の実施は困難である。		
他法人への移管・一体的実施	<b>移管の可否</b>	否		
	<b>移管先</b>			
	<b>内容・理由</b>			
	<b>理由</b>	この分野に特化して蓄積してきた診療技術、知識、知見は他にはなく、他の法人ではこのような専門性の高い事業の実施は困難である。		
	<b>一体的実施の可否</b>	否		
	<b>一体的に実施する法人</b>			
	<b>内容・理由</b>			
<b>理由</b>	この分野に特化して蓄積してきた診療技術、知識、知見は他にはなく、他の法人ではこのような専門性の高い事業の実施は困難であることから、他法人との一体的実施による効果は期待できない。			
国の行政機関への移管	<b>移管の可否</b>	否		
	<b>移管先</b>			
	<b>内容・理由</b>			
	<b>徹底した効率化の内容</b>			
<b>理由</b>	この分野に特化して蓄積してきた診療技術、知識、知見は他になく、国の行政機関ではこのような専門性の高い事業の実施は困難である。			
<b>その他事務・事業の見直し</b> （今後の事務・事業の効率化又は財政支出の削減に向けた取組等）		脊椎、脊髄に重度の障害を被った勤労者に対し、専門的な治療及び医学的リハビリテーション等により職場復帰を支援し、また、重度障害者のための支援機器や住宅環境の研究を実施する施設は当センターのみであることから、業務の効率化に努めるとともに引き続き実施する。		

**事務・事業シート（概要説明書）**

<b>事業名</b>		総合せき損センター	<b>事業No</b>	5
<b>類型</b>		特定事業執行型（医療・福祉）		
<b>参 考</b>	<b>行政機関、他法人、自治体等における類似事業</b>	[事業名称] [実施主体] [事業規模(百万円)] [実施状況]		
	<b>行政機関、他法人、自治体、民間等との連携・役割分担</b>			
	<b>諸外国における公的主体による実施状況</b>	ドイツ・・・法律上労災保険の保険者である労災保険組合において労災病院を設置し、職場への早期復帰を目指した各種リハビリテーションを行っており、職業リハビリテーションには、職業準備訓練、養成訓練、転換訓練等が含まれる。 フランス・・・労災保険給付として、機能回復訓練、職業再教育及び職業転換等の現物給付が行われている。また、労働災害・職業病に限定したものではないが、国の機関である初級疾病金庫（CPAM）の福祉事業としてリハビリテーション施設等が設置されている。 スウェーデン・・・法律で労働生活への復帰を目指すリハビリテーションについて定めており、職業リハビリテーションとして労働市場機構（AMI）による技能訓練や学校の職業課程等を実施している。 アメリカ・・・職業リハビリテーションに関しては、使用者の負担する補償内容に含まれている州（ヴァージニア州、カリフォルニア州、ニューヨーク州等）もあり、連邦においては、各州の職業リハビリテーション機関と協力し、職業リハビリテーションプログラムを行っている。		

**【これまでに受けた主な指摘事項】**

指 摘 事 項		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）		
内 容	指摘主体	番号	内 容(対応年度)	
今後、地域との連携を密にし、更に職場・自宅復帰を進めることを期待する（19年評価）	評価委員会	①	MSWを中心として退院支援を行い、職場復帰及び自宅復帰を推進した。	

**【過去に大きく報道された指摘事項】**

指 摘 事 項		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）		
内 容	指摘主体	番号	内 容(対応年度)	
[日付]				
[内容]				

**事務・事業シート（概要説明書）**

<b>事業名</b>		労災リハビリテーション工学センター	<b>事業No</b>	6		
<b>類型</b>		特定事業執行型（医療・福祉）				
<b>根拠法令（具体的な条文（①条①項など）も記載）</b>		個別法第12条第1項第1号 業務方法書第4条第1項第1号	<b>関係する通知、計画等</b>			
<b>実施方法</b>		■直接実施				
		□業務委託等（委託先等： ）				
		□補助金〔直接・間接〕（補助先： 実施主体： ）				
		□その他（ ）				
<b>事務・事業概要</b>	<b>目的</b> （何のために）	労災病院等において必要とする義肢その他の補装具の製作及び性能の向上に関する研究開発				
	<b>対象</b> （誰/何を対象に）	勤労者等				
	<b>事務・事業内容</b> （手段、手法など）	労働災害により身体の運動機能に重大な障害を負った方の自立、社会復帰の促進のため、義肢装具等の研究・開発、先端的な工学技術を幅広く障害者のリハビリテーションに役立てるための研究開発を行う。				
	<b>事業の期限</b>					
<b>事業の沿革</b>		[いつから実施] 昭和44年5月23日 [実施主体の変遷] 昭和32年7月1日 労働福祉事業団 平成16年4月1日 独立行政法人労働者健康福祉機構 [途中で廃止していた期間の有無]				
<b>事業の効果</b>		労災リハビリテーション工学センターにおいてはLAPOCシステム義足の開発を始めとして数々の研究に取り組み、被災労働者のみならず我が国における障害者全体の社会復帰あるいは日常生活の改善に寄与してきた。				
<b>活動実績</b> （成果物は別紙で一覧を提出）		<b>【活動指標名】 / 年度実績・評価</b>	<b>単位</b>	<b>H18年度</b>	<b>H19年度</b>	<b>H20年度</b>
<b>成果目標</b>		工学技術を用い義肢装具等の研究・開発を実施し、その成果をリハビリテーションに活用する。				
<b>成果実績</b> （成果指標の目標達成状況等）		<b>【成果指標名】 / 年度実績・評価</b>	<b>単位</b>	<b>H18年度</b>	<b>H19年度</b>	<b>H20年度</b>
<b>パンフレット・報告書等の作成</b> （名称、配付先、配付先での廃棄数は別紙で一覧を提出）		<b>単位</b>	<b>H18年度</b>	<b>H19年度</b>	<b>H20年度</b>	
<b>過去事業規模が最大であった年度の件数、金額及び代表的な成果物</b>						

**事務・事業シート（概要説明書）**

<b>事業名</b>		労災リハビリテーション工学センター			<b>事業No</b>	6		
<b>類型</b>		特定事業執行型（医療・福祉）						
<b>コスト</b>		平成22年度予算見込額		人件費				
	<b>事業費</b>	0	百万円	}	<b>職員構成</b>	概算人件費 (平均給与×従事職員数)	従事役職員数	
	<b>人件費</b>	0	百万円		常勤職員	千円	7	人
	<b>総計</b>	0	百万円		非常勤職員	千円		人
		平成19年度（決算額）		平成20年度（決算額）		平成21年度（予算額）		
<b>これまでの予算額等（百万円）</b>		121		97		106		
<b>内訳</b>	<b>医師等謝金</b>	1		1		2		
	<b>旅費</b>	0		0		1		
	<b>研究費</b>	20		20		25		
	<b>燃料費</b>	0		-		-		
	<b>光熱水費</b>	2		2		2		
	<b>印刷製本費</b>	1		1		1		
	<b>消耗器材費</b>	1		1		1		
	<b>会議費</b>	0		0		0		
	<b>雑役務費</b>	0		1		1		
	<b>業務委託費</b>	3		4		5		
	<b>その他</b>	1		1		2		
<b>平成22年度の国からの財政支出見込額（百万円）</b>								
		平成19年度		平成20年度		平成21年度		
<b>再委託</b>	<b>再委託金額（百万円）</b>	-		-		-		
	<b>再委託先（名称・件数）</b>	-		-		-		
	<b>随意契約（件数/金額（同））</b>	-		-		-		
	<b>うち厚労省〇日が在籍している企業団体との契約（件数/金額（同））</b>	-		-		-		
	<b>95%以上の落札率の契約（件数/金額（同））</b>	-		-		-		
	<b>うち厚労省〇日が在籍している企業団体との契約（件数/金額（同））</b>	-		-		-		

**【これまでの事業評価の評価結果及び事業評価の方法】**

<b>評価の主体</b>	<b>評価結果の内容</b>
<b>事業評価の方法</b>	

**事務・事業シート（概要説明書）**

<b>事業名</b>	労災リハビリテーション工学センター	<b>事業No</b>	6
<b>類型</b>	特定事業執行型（医療・福祉）		

**【現在抱えている課題】**

		内 容
<b>事務・事業の必要性</b> (公共上の見地から確実に実施されることが必要な理由)		<p>労災リハビリテーション工学センターは、i) せき損患者に対する日常生活支援機器の研究開発、ii) リハビリテーションへの活用を目的とした補装具等の研究開発を実施しているが、i) の業務については、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの各工学部門において、重複する研究開発が行われていることから、両センターに研究開発機能を移管するものとする。ii) の業務についても、国立身体障害者リハビリテーションセンターにおいて実施されていること、民間企業と共同開発した義肢装具等が既に製作・販売されており、一定の役割を終えたことから、廃止するものとする。</p>
<b>国の施策における位置付け</b>		<p>義肢装具等について医用工学面での研究開発により、障害者の自立支援、社会復帰に貢献しており、国の重点施策との整合性がある。</p>
<b>廃止</b>	<b>廃止の可否</b>	可
	<b>廃止すると生じる影響</b>	
	<b>民間主体における実施状況</b>	<p>補助具や介護機器等の研究・開発については、民間企業においても実施しているところであるが、研究開発に多額なコストを要する精密な義肢や商品化が困難な特殊なものについては敬遠される傾向が強い。</p>
<b>民営化</b>	<b>民営化の可否</b>	
	<b>事業性の有無とその理由</b>	
	<b>民営化を前提とした規制の可能性</b>	
	<b>民営化に向けた措置</b>	
<b>否</b>	<b>理由</b>	

**事務・事業シート（概要説明書）**

<b>事業名</b>		労災リハビリテーション工学センター	<b>事業No</b>	6
<b>類型</b>		特定事業執行型（医療・福祉）		
<b>地方公共団体への移管</b>	<b>移管の可否</b>			
	可	<b>移管先</b>		
		<b>内容・理由</b>		
	否	<b>理由</b>		
<b>他法人への移管・一体的実施</b>	<b>移管の可否</b>			
	可	<b>移管先</b>		
		<b>内容・理由</b>		
	否	<b>理由</b>		
	<b>一体的実施の可否</b>			
	可	<b>一体的に実施する法人</b>		
		<b>内容・理由</b>		
	否	<b>理由</b>		
<b>国の行政機関への移管</b>	<b>移管の可否</b>			
	可	<b>移管先</b>		
		<b>内容・理由</b>		
		<b>徹底した効率化の内容</b>		
	否	<b>理由</b>		
<b>その他事務・事業の見直し</b> (今後の事務・事業の効率化又は財政支出の削減に向けた取組等)		労災リハビリテーション工学センターは、i) せき損患者に対する日常生活支援機器の研究開発、ii) リハビリテーションへの活用を目的とした補装具等の研究開発を実施しているが、i) の業務については、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの各工学部門において、類似の研究開発が行われていることから、両センターに研究開発機能に移管するものとする。ii) の業務については、民間企業と共同開発した義肢装具等が既に製作・販売されており、一定の役割を終えたことから、平成21年度末をもって廃止する。		

**事務・事業シート（概要説明書）**

<b>事業名</b>		労災リハビリテーション工学センター	<b>事業No</b>	6
<b>類型</b>		特定事業執行型（医療・福祉）		
<b>参 考</b>	行政機関、他法人、自治体等における類似事業	[事業名称] [実施主体] [事業規模(百万円)] [実施状況]		
	行政機関、他法人、自治体、民間等との連携・役割分担			
	諸外国における公的主体による実施状況			

**【これまでに受けた主な指摘事項】**

指 摘 事 項		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）	
内 容	指摘主体	番号	内 容(対応年度)
労災リハビリテーション工学センターを廃止する。（独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日））	閣議決定	②	平成21年度末を目途に廃止する方向で、これまで研究協力してきた企業との調整を図っている。また、工学センターにおいて実施してきた研究開発業務を平成22年3月までに医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターに移管するため、工学センター、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターと協議を行っている。

**【過去に大きく報道された指摘事項】**

指 摘 事 項		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）	
内 容	指摘主体	番号	内 容(対応年度)
[日付]			
[内容]			

事務・事業シート（概要説明書）

事業名		労災リハビリテーション作業所の運営			事業No	7
類型		特定事業執行型				
根拠法令（具体的な条文（①条①項など）も記載）		労働者災害補償保険法第29条第1項	関係する通知、計画等			
実施方法		■直接実施				
		□業務委託等（委託先等：）				
		□補助金〔直接・間接〕（補助先： 実施主体：）				
		□その他（）				
事務・事業概要	目的（何のために）	労働災害（業務災害又は通勤災害）により外傷性せき髄損傷の障害を受けた者や両下肢に重度の障害を受けた者で、自立更生しようとしている者を宿舍に受け入れ、健康管理や生活指導を行い各種の勤労作業に従事させて、その自立更生を支援する。				
	対象（誰/何を対象に）	労働災害により外傷性せき髄損傷に障害を受けた者や両下肢に重度の障害を受けた者				
	事務・事業内容（手段、手法など）	①勤労作業の実施 ②生活管理 ③健康管理 ④カウンセリングの実施等				
	事業の期限					
事業の沿革		[いつから実施] 昭和40年9月の長野作業所の開設を皮切りに、昭和51年3月の福岡作業所の開設まで全国に8作業所が設置されたが、平成20年3月末に北海道及び広島島の2作業所を廃止して、6所体制となっている。 [主体の変遷] 昭和32年7月1日 労働福祉事業団 平成16年4月1日 独立行政法人労働者健康福祉機構 [途中で廃止していた期間の有無]				
事業の効果		労災リハビリテーション作業所は、これまで1,241人のせき髄損傷等の方々を受け入れ、うち781人を社会復帰させるなど大きな役割を果たしてきた。				
活動実績 （成果物は別紙で一覧を提出）		【活動指標名】 / 年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度
		社会復帰率	%	26.0%	30.4%	32.6%
成果目標		社会復帰率25%以上（第1期中期目標：平成16～20年度） 社会復帰率30%以上（第2期中期目標：平成21～25年度）				
成果実績 （成果指標の目標達成状況等）		【成果指標名】 / 年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度
		社会復帰率	%	104.0%	121.6%	130.4%
パンフレット・報告書等の作成 （件数） （名称、配付先、配付先での廃棄数は別紙で一覧を提出）			単位	H18年度	H19年度	H20年度
過去事業規模が最大であった年度の件数、金額及び代表的な成果物						

**事務・事業シート（概要説明書）**

<b>事業名</b>		労災リハビリテーション作業所の運営		<b>事業No</b>	7	
<b>類型</b>		特定事業執行型				
<b>コスト</b>	平成22年度予算見込額		人件費			
	<b>事業費</b>	346 百万円	}	<b>職員構成</b>	概算人件費 (平均給与×従事職員数)	<b>従事役職員数</b>
	<b>人件費</b>	261 百万円		常勤職員	260,514 千円	30 人
	<b>総計</b>	607 百万円		非常勤職員	0 千円	0 人
		平成19年度（決算額）	平成20年度（決算額）	平成21年度（予算額）		
<b>これまでの予算額等（百万円）</b>		896	656	718		
<b>内訳</b>	<b>医師等謝金</b>	110	89	101		
	<b>旅費</b>	5	4	5		
	<b>燃料費</b>	19	16	18		
	<b>光熱水費</b>	36	30	34		
	<b>印刷製本費</b>	1	1	1		
	<b>消耗器材費</b>	9	8	10		
	<b>会議費</b>	0	0	0		
	<b>雑役務費</b>	25	16	18		
	<b>業務委託費</b>	113	88	99		
	<b>営繕費</b>	11	5	6		
	<b>器械備品費</b>	0	1	1		
	<b>施設整備費補助金</b>	80	36	73		
	<b>その他</b>	70	59	67		
<b>平成22年度の国からの財政支出見込額（百万円）</b>		538				
		平成19年度	平成20年度	平成21年度		
<b>再委託</b>	<b>再委託金額（百万円）</b>	—	—	—		
	<b>再委託先（名称・件数）</b>	—	—	—		
	<b>随意契約（件数/金額（同））</b>	—	—	—		
	<b>うち厚労省〇Bが在籍している企業団体との契約（件数/金額（同））</b>	—	—	—		
	<b>95%以上の落札率の契約（件数/金額（同））</b>	—	—	—		
	<b>うち厚労省〇Bが在籍している企業団体との契約（件数/金額（同））</b>	—	—	—		

**【これまでの事業評価の評価結果及び事業評価の方法】**

<b>評価の主体</b>	<b>評価結果の内容</b>
厚生労働省独立行政法人評価委員会	社会復帰率が中期目標25%に対し、32.6%と大きく上回り、退所者の受け入れ先確保も行いつつ作業所及び在所者数の縮小を行っていることは評価できる。
<b>事業評価の方法</b>	
社会復帰率は、31.4%以上達成することができたか。	

**事務・事業シート（概要説明書）**

<b>事業名</b>	労災リハビリテーション作業所の運営	<b>事業No</b>	7
<b>類型</b>	特定事業執行型		

**【現在抱えている課題】**

		内 容
	<b>事務・事業の必要性 （公共上の見地から確実に実施されることが必要な理由）</b>	作業所は、これまで1, 241人のせき髄損傷等の方々を受け入れ、うち781人を社会復帰させるなど大きな役割を果たしてきたが(21.11末現在)、近年、新規入所者の減少等により施設としての機能の発揮が難しくなっていることを踏まえ、他方、高齢化した多くの被災労働者が現に生活を送っていることにも配慮しながら、今後、国の関連施策と連携し、在所者の退所先の確保を図りつつ、段階的に縮小・廃止を進めていくこととしている。
	<b>国の施策における位置付け</b>	業務災害及び通勤災害を被った労働者の円滑な社会復帰を促進するために実施しているものである。
廃止	<b>廃止の可否</b>	可（段階的に縮小・廃止）
	<b>廃止すると生じる影響</b>	
	<b>民間主体における実施状況</b>	
民営化	<b>民営化の可否</b>	否
	<b>事業性の有無とその理由</b>	
	<b>民営化を前提とした規制の可能性</b>	
	<b>民営化に向けた措置</b>	
否	<b>理由</b>	<p>労災リハビリテーション作業所について段階的に縮小・廃止を図っていく中で、今後においては、勤労作業の実施、健康管理などの従来からの業務に加え、在所者の早期退所に向けた相談・勧奨、退所希望者に対する退所先の確保といった極めて困難な業務を総合的に推進していくことが必要。</p> <p>また、退所先の確保に当たっては、在所者の多くが県外出身者で、その大半が出身地など県外への転出を希望しているため、全国的な規模で受入れ先機関との連絡調整を行うことが求められる。</p>
地方公共団体への移管	<b>移管の可否</b>	否
	<b>移管先</b>	
	<b>内容・理由</b>	
否	<b>理由</b>	<p>労災リハビリテーション作業所について段階的に縮小・廃止を図っていく中で、今後においては、勤労作業の実施、健康管理などの従来からの業務に加え、在所者の早期退所に向けた相談・勧奨、退所希望者に対する退所先の確保といった極めて困難な業務を総合的に推進していくことが必要。</p> <p>また、退所先の確保に当たっては、在所者の多くが県外出身者で、その大半が出身地など県外への転出を希望しているため、全国的な規模で受入れ先機関との連絡調整を行うことが求められる。</p>

**事務・事業シート（概要説明書）**

<b>事業名</b>		労災リハビリテーション作業所の運営	<b>事業No</b>	7	
<b>類型</b>		特定事業執行型			
他 法 人 へ の 移 管 ・ 一 体 的 実 施	<b>移管の可否</b>	否			
	可	移管先			
		内容・理由			
	否	理由	労災リハビリテーション作業所について段階的に縮小・廃止を図っていく中で、今後においては、勤労作業の実施、健康管理などの従来からの業務に加え、在所者の早期退所に向けた相談・勧奨、退所希望者に対する退所先の確保といった極めて困難な業務を総合的に推進していくことが必要。 また、退所先の確保に当たっては、在所者の多くが県外出身者で、その大半が出身地など県外への転出を希望しているため、全国的な規模で受入れ先機関との連絡調整を行うことが求められる。		
		<b>一体的実施の可否</b>	否		
	可	一体的に実施する法人			
内容・理由					
否	理由	労災リハビリテーション作業所について段階的に縮小・廃止を図っていく中で、今後においては、勤労作業の実施、健康管理などの従来からの業務に加え、在所者の早期退所に向けた相談・勧奨、退所希望者に対する退所先の確保といった極めて困難な業務を総合的に推進していくことが必要。 また、退所先の確保に当たっては、在所者の多くが県外出身者で、その大半が出身地など県外への転出を希望しているため、全国的な規模で受入れ先機関との連絡調整を行うことが求められる。			
	<b>移管の可否</b>	否			
国 の 行 政 機 関 へ の 移 管	可	移管先			
		内容・理由			
		徹底した効率化の内容			
	否	理由	労災リハビリテーション作業所について段階的に縮小・廃止を図っていく中で、今後においては、勤労作業の実施、健康管理などの従来からの業務に加え、在所者の早期退所に向けた相談・勧奨、退所希望者に対する退所先の確保といった極めて困難な業務を総合的に推進していくことが必要。 また、退所先の確保に当たっては、在所者の多くが県外出身者で、その大半が出身地など県外への転出を希望しているため、全国的な規模で受入れ先機関との連絡調整を行うことが求められる。		
<b>その他事務・事業の見直し</b> (今後の事務・事業の効率化又は財政支出の削減に向けた取組等)					
参 考	行政機関、他法人、自治体等における類似事業	[事業名称]			
		[実施主体]			
	[事業規模(百万円)]				
	[実施状況]				
	行政機関、他法人、自治体、民間等との連携・役割分担				
	諸外国における公的主体による実施状況				

**事務・事業シート（概要説明書）**

<b>事業名</b>	労災リハビリテーション作業所の運営	<b>事業No</b>	7
<b>類型</b>	特定事業執行型		

**【これまでに受けた主な指摘事項】**

指 摘 事 項		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）	
内 容	指摘主体	番号	内 容(対応年度)
労災リハビリテーション作業所は、在所者の退所先の確保を図りつつ縮小廃止する。 （独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日））	閣議決定	②	在所者の社会復帰に努めるとともに、退所先の確保を図りつつ縮小・廃止を早期に進めるべく計画策定について検討中

**【過去に大きく報道された指摘事項】**

指 摘 事 項		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）	
内 容	指摘主体	番号	内 容(対応年度)
[日付]			
[内容]			

**事務・事業シート（概要説明書）**

<b>事業名</b>		勤労者予防医療センター			<b>事業No</b>	8
<b>類型</b>		特定事業執行型（医療・福祉）				
<b>根拠法令（具体的な条文（①条①項など）も記載）</b>		個別法第12条第1項第1号 業務方法書第4条第1項第1号	<b>関係する通知、計画等</b>			
<b>実施方法</b>		■直接実施				
		□業務委託等（委託先等： ）				
		□補助金〔直接・間接〕（補助先： 実施主体： ）				
		□その他（ ）				
<b>事務・事業概要</b>	<b>目的</b> （何のために）	就業構造や職場環境の変化に伴い、作業関連疾患が増加する中で、予防医療の観点からの取組を強化し、職場における勤労者の健康確保を図る。				
	<b>対象</b> （誰/何を対象に）	勤労者等				
	<b>事務・事業内容</b> （手段、手法など）	(1) 作業関連疾患の発症の予防及び増悪の防止に関する労働者に対する健康相談及び指導 (2) 作業態様と疾病の発症との因果関係及び当該疾病の増悪の防止に関する情報の収集及び予防医療に関する効果的な指導方法等の調査研究 (3) 労災保険法第26条第2項第2号に規定する特定保健指導を行う地域の医師、保健師に対する保健指導の能力の向上のための研修				
	<b>事業の期限</b>					
<b>事業の沿革</b>		[いつから実施] 平成16年4月1日 [実施主体の変遷] 昭和32年7月1日 労働福祉事業団 平成16年4月1日 独立行政法人労働者健康福祉機構 [途中で廃止していた期間の有無]				
<b>事業の効果</b>		勤労者予防医療センター事業においては、平成16年度からの発足以降、勤労者に対する過労死予防対策の指導及び医療側、企業経営側への研修を延べ60万人以上に実施し、メンタル不全予防対策の電話相談を延べ9万人以上に実施している。 これらの活動は、毎年実施している「利用者満足度調査」において、約9割の回答者から「職場における健康確保に関して有用である」との回答を得ており、全国の事業所における勤労者の健康確保に貢献している。 また、平成20年度より開始となった「特定保健指導」について、これまでの臨床研究で得たエビデンスに基づく指導方法を活用し、保健指導実施者（医師・保健師等287名）に対する研修を実施して、効果的な指導方法の普及を図った。				
<b>活動実績</b> （成果物は別紙で一覧を提出）		<b>【活動指標名】 / 年度実績・評価</b>	<b>単位</b>	<b>H18年度</b>	<b>H19年度</b>	<b>H20年度</b>
		過労死予防対策の指導	人	135,238	157,032	156,762
		勤労者心の電話相談	人	18,580	23,829	24,076
		勤労女性の生活指導	人	3,884	3,864	3,910
<b>成果目標</b>		勤労者の健康確保を図るため、過重労働による健康障害の防止、心の健康づくり、勤労女性の健康管理を推進し、中期目標期間中、勤労者の過労死予防対策の指導を延べ23万人以上、メンタル不全予防対策の勤労者心の電話相談を延べ5万5千人以上、勤労女性に対する女性保健師による生活指導を延べ7千人以上実施する（過労死予防対策年度目標 H18：102,000人、H19：128,000人、H20：148,000人）。				

**事務・事業シート（概要説明書）**

事業名	勤労者予防医療センター				事業No	8	
類型	特定事業執行型（医療・福祉）						
成果実績 （成果指標の目標達成状況等）	【成果指標名】 / 年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度		
	過労死予防対策の指導	%	132.6	122.7	105.9		
	勤労者心の電話相談	%	132.7	132.4	133.8		
	勤労女性の生活指導	%	129.5	110.4	105.7		
パンフレット・報告書等の作成 （件数） （名称、配付先、配付先での廃棄数は別紙で一覧を提出）		単位	H18年度	H19年度	H20年度		
	冊子	件	1	1	1		
	パンフレット	件	6	2	2		
	出版物	件	0	0	1		
過去事業規模が最大であった年度の件数、金額及び代表的な成果物							
コスト	平成22年度予算見込額		人件費				
	事業費	411 百万円	}	職員構成	概算人件費 （平均給与×従事職員数）		従事役職員数
	人件費	502 百万円		常勤職員	501,731 千円	52	人
	総計	913 百万円		非常勤職員	0 千円		人
平成19年度（決算額）		平成20年度（決算額）		平成21年度（予算額）			
これまでの予算額等（百万円）	987	950	954				
医師等謝金	278	265	274				
旅費	8	9	9				
研究費	6	6	6				
燃料費	1	1	1				
光熱水費	2	2	2				
印刷製本費	9	8	8				
消耗器材費	22	22	23				
会議費	0	0	0				
雑役務費	6	11	11				
業務委託費	88	85	88				
営繕費	1	0	0				
器械備品費	36	7	7				
施設整備費補助金	25	30	18				
その他	12	13	13				
平成22年度の国からの財政支出見込額（百万円）	842						

**事務・事業シート（概要説明書）**

<b>事業名</b>	勤労者予防医療センター			<b>事業No</b>	8
<b>類型</b>	特定事業執行型（医療・福祉）				
	平成19年度	平成20年度	平成21年度		
再委託	再委託金額（百万円）	-	-	-	
	再委託先（名称・件数）	-	-	-	
	随意契約（件数/金額（同））	-	-	-	
	うち厚労省〇日が在籍している企業団体との契約（件数/金額（同））	-	-	-	
	95%以上の落札率の契約（件数/金額（同））	-	-	-	
	うち厚労省〇日が在籍している企業団体との契約（件数/金額（同））	-	-	-	

**【これまでの事業評価の評価結果及び事業評価の方法】**

<b>評価の主体</b>	<b>評価結果の内容</b>
厚生労働省独立行政法人評価委員会	勤労者に対する過労死予防、メンタルヘルス不全予防、勤労女性の健康管理対策については、利用者ニーズを踏まえ、時間外、休日の指導・講習会の実施（平成20年度実績34,773人（前年度より50.8%の増））及び企業等への出張指導・講習会等の実施（平成20年度実績42,307人（前年度より12.7%の増））により、利用者の利便性や、指導・相談の質の向上にも積極的に取り組んだ結果、利用者満足度調査で高い評価を受け（有用であった旨の評価が平成20年度で88%）、中期目標を上回る実績を上げたことは評価できる。
<b>事業評価の方法</b>	
勤労者の過労死予防対策の指導が延べ14万8千人以上実施されたか。メンタルヘルス不全予防対策の勤労者心の電話相談が延べ1万8千人以上実施されたか。勤労女性に対する女性保健師による生活指導が延べ3千7百人以上実施されたか。利用者から職場における健康管理に関して有用であった旨の評価を70%以上得られたか。指導・相談の質の向上を図る観点から、最新の予防法の情報収集等が行われ、指導・相談業務等に活用されているか。指導・相談等の実施時間帯の設定に配慮して勤労者等の利便性の向上を図っているか。満足度調査において提出された意見を検討し、業務の改善に反映されたか。	

**【現在抱えている課題】**

<b>内 容</b>	
<b>事務・事業の必要性（公共上の見地から確実に実施されることが必要な理由）</b>	近年、過重労働による健康障害、メタボリックシンドローム等を要因とする過労死、職場生活でのストレスによるメンタルヘルス不調等新たな勤労者の健康問題が社会問題化している。これらに対する相談、指導、医療等の重要性はますます高まってきており、今後も勤労者の健康確保の観点から予防医療の一層の推進が必要であり、本事業は不可欠である。
<b>国の施策における位置付け</b>	「新健康フロンティア戦略（平成19年4月18日）」に記載されている「職場内における働く女性の健康への適切な対応の推進」、「メタボリックシンドローム対策の一層の推進」、「こころの健康づくり」との整合性、また、「自殺総合対策大綱（平成19年6月8日閣議決定）」に記載されている「職場におけるメンタルヘルス対策の推進」との整合性をとって業務を実施している。

**事務・事業シート（概要説明書）**

<b>事業名</b>		勤労者予防医療センター	<b>事業No</b>	8
<b>類型</b>		特定事業執行型（医療・福祉）		
<b>廃止</b>	<b>廃止の可否</b>	否		
	<b>廃止すると生じる影響</b>	<p>廃止した場合、過重労働による健康障害や働き方の多様化に伴って増加しているメンタルヘルス不調、勤労者医療の健康障害といった勤労者の健康問題に対する確に対応できなくなる。          また、メンタルヘルスの相談では、自殺念慮に係る相談を多く受け、それを思いとどまらせたり、専門病院への橋渡し等も行っているところ、こうした事業の廃止は、現在、国を挙げて取り組んでいる自殺防止への取組みの後退を招く。</p>		
	<b>民間主体における実施状況</b>	<p>職場や職業についての知識等を有し、これを基に診療を行う医師の関与により、医療行為を含めた勤労者に対する相談・指導等を実施し、また、労働者災害補償保険法に基づく二次健康診断等給付に係る特定保健指導を行う医師等への研修を行っているのは本センターのみである。</p>		
<b>民営化</b>	<b>民営化の可否</b>	否		
	<b>可</b>	<b>事業性の有無とその理由</b>		
		<b>民営化を前提とした規制の可能性</b>		
		<b>民営化に向けた措置</b>		
<b>否</b>	<b>理由</b>	<p>本業務は、職場や職業についての知識等を有し、これを基に診療を行う労災病院のスタッフの関与により適正な業務実施が可能となっており、また採算性の低い事業であることから、民間でこのような業務を実施することは困難である。</p>		
<b>地方公共団体への移管</b>	<b>移管の可否</b>	否		
	<b>可</b>	<b>移管先</b>		
		<b>内容・理由</b>		
	<b>否</b>	<b>理由</b>	<p>本事業は、職場の実態に精通し、職業についての知識等を有し、これを基に診療を行う労災病院のスタッフの関与により適正な業務実施が可能となっていることから、他の法人に移管した場合、このような事業の実施が困難となる。</p>	

事務・事業シート（概要説明書）

事業名		勤労者予防医療センター	事業No	8
類型		特定事業執行型（医療・福祉）		
他法人への移管・一体的実施	移管の可否	否		
	可	移管先		
		内容・理由		
	否	理由	本事業は、職場の実態に精通し、職業についての知識等を有し、これを基に診療を行う労災病院のスタッフの関与により適正な業務実施が可能となっていることから、他の法人に移管した場合、このような事業の実施が困難となる。	
	可	一体的実施の可否	否	
		一体的に実施する法人		
		内容・理由		
否	理由	職場環境によるストレス等による過労死、メンタルヘルス不調の予防、勤労女性の健康管理等、勤労者の健康確保を目的として医師、保健師、管理栄養士、理学療法士、カウンセラー等がチームを組み事業を実施している法人は他にはない。		
国の行政機関への移管	移管の可否	否		
	可	移管先		
		内容・理由		
		徹底した効率化の内容		
	否	理由	本事業は、職場の実態に精通し、職業についての知識等を有し、これを基に診療を行う労災病院のスタッフの関与により適正な業務実施が可能となっていることから、国の行政機関に移管した場合、このような事業の実施が困難となる。	
<b>その他事務・事業の見直し</b> （今後の事務・事業の効率化又は財政支出の削減に向けた取組等）		過重労働による健康障害、メタボリックシンドローム等を要因とする過労死、職場生活でのストレスによるメンタルヘルス不調等が近年社会問題化しているため、勤労者の健康確保の観点から予防医療を一層推進し、その職業生活の円滑な継続を支援する。 なお、これらの活動については、メタボリックシンドロームの病態研究や心血管リスクへの臨床研究等のエビデンス並びに近年の年間自殺者数3万人以上といった社会情勢等を勘案し、適宜必要な見直しを行っていく。		
参考	行政機関、他法人、自治体等における類似事業	[事業名称] [実施主体] [事業規模(百万円)] [実施状況]		
	行政機関、他法人、自治体、民間等との連携・役割分担			
	諸外国における公的主体による実施状況	イギリス・・・疾病予防の医療保障は、全額国が負担する国民健康サービス（NHS）を通じて全国民に提供されている。 ドイツ・・・職業病に対する予防的給付を法定している。		

**事務・事業シート（概要説明書）**

<b>事業名</b>	勤労者予防医療センター	<b>事業No</b>	8
<b>類型</b>	特定事業執行型（医療・福祉）		

**【これまでに受けた主な指摘事項】**

指 摘 事 項		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）	
内 容	指摘主体	番号	内 容(対応年度)
指導・相談の質の向上を図る観点から、最新の予防法の情報収集等が行われ、指導・相談業務等に活用されているか。（政・独委評価の視点事項と同様）	政・独委	①	指導・相談の質の向上を図る観点から、最新の予防法の情報収集等を行い、指導・相談業務等に活用した。
今後も引き続き、利用者にとってわかりやすい指導・相談を実施するなど利用者のニーズに応えつつ積極的に取組むことを期待する。（19年評価）	評価委員会	①	平成19年度に実施した企業ニーズ調査の評価・分析を行い、指導・相談、研修会、講演会の開始時間を企業及び勤労者予防医療センター（部）の業務時間外に行った。特に、メタボリックシンドロームに関しては生活習慣病であるとともに、これに起因する糖尿病等の職業生活を脅かす疾病を併発することから、企業に出張して指導・相談や講演会などを実施したほか、「メタボリック・シンドローム予防・解消ハンドブック」、「メタボリックシンドロームからあなたを守る」、「働く人々の生活習慣病予防ノート」などのパンフレット等を作成し配布することとした。

**【過去に大きく報道された指摘事項】**

指 摘 事 項		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）	
内 容	指摘主体	番号	内 容(対応年度)
[日付]			
[内容]			

**事務・事業シート（概要説明書）**

<b>事業名</b>		産業保健推進センター等業務			<b>事業No</b>	9
<b>類型</b>		特定事業執行型（医療・福祉・検査・審査型）、助成事業等執行型（助成・給付型）				
<b>根拠法令（具体的な条文（①条①項など）も記載）</b>		独立行政法人労働者健康福祉機構法第12条第1項第3, 4, 5号	<b>関係する通知、計画等</b>			
<b>実施方法</b>		<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等（委託先等： ） <input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕（補助先： 実施主体： ） <input type="checkbox"/> その他（ ）				
<b>事務・事業概要</b>	<b>目的（何のために）</b>	職場における産業保健活動を支援することにより、職場の産業保健活動を活性化し、もって、労働者の健康の保持・増進を図る。				
	<b>対象（誰/何を対象に）</b>	産業医、衛生管理者、人事労務担当者等の産業保健スタッフ				
	<b>事務・事業内容（手段、手法など）</b>	47都道府県に設置の産業保健推進センターで次の産業保健サービスを提供している。 ①産業保健に係る実務的な問題の相談に対する専門的な助言 ②産業保健に関する専門的かつ実務的な研修・セミナー ③ホームページ・メールマガジン発信等を通じた産業保健情報の提供 ④地域産業保健センター（労働局から郡市区医師会等への委託事業）に対する支援 ⑤産業保健活動の支援に役立つ調査研究の実施・公表 ⑥小規模事業場が産業医を共同で選任する場合の助成金等の支給				
	<b>事業の期限</b>					
<b>事業の沿革</b>		[いつから実施] 平成5年度（平成15年度より47センターで実施） [実施主体の変遷] 昭和32年7月1日 労働福祉事業団 平成16年4月1日 独立行政法人労働者健康福祉機構 [途中で廃止していた期間の有無]				
<b>事業の効果</b>		産業保健推進センターは、産業医や衛生管理者、事業主等への相談対応、研修の実施、情報提供等を通じて、職場の産業保健水準・労働者の健康水準の向上に貢献している。 なお、18年度に実施の事業効果把握実態調査結果によれば、「労働者の健康状況の改善に効果があった」とする回答が7割に上っており、産業保健推進センターにおける支援が事業場における健康管理、ひいては労働者の健康の保持増進のために確実に活かされている。				
<b>活動実績</b> (成果物は別紙で一覧を提出)		<b>【活動指標名】 / 年度実績・評価</b>	<b>単位</b>	<b>H18年度</b>	<b>H19年度</b>	<b>H20年度</b>
		相談件数	件	12,116	13,725	13,770
		研修回数	回	3,058	3,291	3,439
<b>成果目標</b>		・年1万件以上の相談件数。 ・年2,700回以上の研修回数。 ・年100万件以上のホームページアクセス件数。 ・研修又は相談の利用者から産業保健に関する職務を行う上で有益であった旨の評価を80%以上確保。				
<b>成果実績</b> (成果指標の目標達成状況等)		<b>【成果指標名】 / 年度実績・評価</b>	<b>単位</b>	<b>H18年度</b>	<b>H19年度</b>	<b>H20年度</b>
		相談件数	%	126.2	143.0	137.7
		研修回数	%	152.9	164.6	127.4
		ホームページアクセス件数	%	208.1	181.4	134.0
		有益であった旨の評価（研修）	%	114.0	115.6	115.1
		有益であった旨の評価（相談）	%	122.4	122.9	123.8

**事務・事業シート（概要説明書）**

事業名	産業保健推進センター等業務			事業No	9	
類型	特定事業執行型（医療・福祉・検査・審査型）、助成事業等執行型（助成・給付型）					
パンフレット・報告書等の作成（件数） （名称、配付先、配付先での廃棄数は別紙で一覧を提出）	単位	H18年度	H19年度	H20年度		
	産業保健活動を支援します （事業案内用パンフレット）	冊	48,000	0	0	
産業保健21（広報誌）	冊	28,600	28,800	28,400		
過去事業規模が最大であった年度の件数、金額及び代表的な成果物						
コスト	平成22年度予算見込額		人件費			
	事業費	1,458 百万円	}	職員構成	概算人件費 （平均給与×従事職員数）	
	人件費	1,438 百万円		常勤職員	1,437,653 千円	155 人
	総計	2,896 百万円		非常勤職員	千円	人
平成19年度（決算額）		平成20年度（決算額）		平成21年度（予算額）		
これまでの予算額等（百万円）	3,506	3,415	3,170			
医師等謝金	710	696	606			
旅費	75	77	67			
燃料費	0	0	0			
光熱水費	21	21	18			
印刷製本費	143	126	110			
消耗器材費	88	85	74			
会議費	5	3	2			
雑役務費	59	57	49			
業務委託費	37	34	30			
営繕費	43	24	21			
器械備品費	9	7	6			
その他	845	820	714			
平成22年度の国からの財政支出見込額（百万円）	2813					
再委託	平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	再委託金額（百万円）	—	—	—	—	
	再委託先（名称・件数）	—	—	—	—	
	随意契約（件数/金額（同））	—	—	—	—	
	うち厚労省〇日が在籍している企業団体との契約（件数/金額（同））	—	—	—	—	
	95%以上の落札率の契約（件数/金額（同））	—	—	—	—	
うち厚労省〇日が在籍している企業団体との契約（件数/金額（同））	—	—	—	—		

## 事務・事業シート（概要説明書）

<b>事業名</b>	産業保健推進センター等業務	<b>事業No</b>	9
<b>類型</b>	特定事業執行型（医療・福祉・検査・審査型）、助成事業等執行型（助成・給付型）		

### 【これまでの事業評価の評価結果及び事業評価の方法】

評価の主体	評価結果の内容
独立行政法人 評価委員会	<p>独立行政法人評価委員会より、以下の評価を得た。（平成20年度）</p> <p>産業保健関係者への取組については、産業保健推進センターにおいて、事業効果を把握するための実態調査等に基づき、研修・相談の質及び利便性の向上に努めるとともに、母性健康管理等の新たなテーマの研修を積極的に実施するなどにより、産業保健関係者の知的資本の蓄積が図られているものと評価できる。また、産業保健推進センターを中心に、新潟県中越地震、能登半島地震などの災害発生時における被災者及び地域の事業主等に対する健康相談体制を整備するとともに、アスベスト問題についても、産業保健関係者及び労働者等に対する相談体制を整備するなど、社会情勢に迅速かつ適切に対応したことは高く評価できる。</p>
<b>事業評価の方法</b>	
<p>独立行政法人評価委員会による外部評価及び外部有識者からなる業績評価委員会・産業保健評価部会による内部評価により実施している。</p>	

### 【現在抱えている課題】

	内 容
	<p>労働者の健康を取り巻く状況を見ると、メンタルヘルス不調については、仕事や職業生活に強い不安・ストレス等を感じる労働者の割合が約6割を占めるとともに、精神障害等に係る労災受給者数が年々増加し、平成20年には269人に上り、労働者の自殺者数も平成20年に8,997人に達している。また、過重労働による健康障害については、一般定期健康診断の有所見率が年々増加し、平成20年には5割を超えるとともに、脳・心臓疾患に係る労災受給者数が増加傾向にあり、平成20年には377人に上っている。さらに、業務上疾病者の総数についても、平成16年以降増加に転じ、平成20年には8,874人に達している。</p> <p>また、就労形態の多様化に伴い、近年増加している非正規労働者については、正規労働者に比べ健康管理面でより問題を抱えているという指摘もなされている。</p> <p>このような労働者の健康問題の多様化、深刻化とともに、現下の経済状況の悪化等が企業における職場の健康確保対策の取組に悪影響を及ぼし、労働者の健康を取り巻く状況が今後一段と厳しさを増すのではないかと懸念されている。</p>
<b>事務・事業の 必要性 (公共上の見地から確 実に実施されることが 必要な理由)</b>	<p>仕事や職業生活に強い不安・ストレス等を感じる労働者の割合は約6割を占め、精神障害や脳・心臓疾患に係る労災保険受給者数は増加傾向にある。また、一般定期健康診断の有所見率や業務上疾病者の総数も近年増加傾向にある。さらに、近年増加している非正規労働者は正規労働者に比べより健康管理面の問題を抱えている。このような労働者の健康問題の多様化、深刻化とともに、現下の経済状況の悪化等が、企業における職場の健康確保対策の取組に悪影響を及ぼすことが懸念される。また、第11次労働災害防止計画では、職場におけるメンタルヘルス対策・過重労働による健康障害防止対策が国の主要な対策の一つに掲げられ、産業保健活動の活性化も健康確保の基盤として位置づけられている。このような状況下で、事業場の産業医、衛生管理者、人事労務担当者等に対する相談対応、研修、情報提供等の専門的な産業保健サービスに関する支援ニーズはますます増大しており、本事業は労働者の健康確保を図る上で必要不可欠である。</p>

**事務・事業シート（概要説明書）**

<b>事業名</b>		産業保健推進センター等業務	<b>事業No</b>	9
<b>類型</b>		特定事業執行型（医療・福祉・検査・審査型）、助成事業等執行型（助成・給付型）		
<b>国の施策における位置付け</b>		労働安全衛生法第1条に規定される労働者の健康確保を目的とした事業場における産業保健活動を支援するもの。		
<b>廃止</b>	<b>廃止の可否</b>	否		
	<b>廃止すると生じる影響</b>	<p>産業保健推進センターを廃止した場合は、事業場の産業保健活動の支援拠点がなくなることになり、過重労働による健康障害防止対策、職場におけるメンタルヘルス対策、アスベスト健康障害防止対策、職場における新型インフルエンザ予防対策等の労働衛生対策の実効性確保に困難を来し、国にとっての最も重要な施策の一つである労働者の健康確保に重大な支障を生じるおそれが高い。</p> <p>その結果、第11次労働災害防止計画の達成が困難になるとともに、事業場の産業保健水準が低下し、じん肺等の職業性疾病だけでなく、過重労働による虚血性脳・心臓疾患、うつ病等のメンタルヘルス不調等の増加が懸念される。また、非正規労働者の健康問題の深刻化についても危惧される。</p>		
	<b>民間主体における実施状況</b>	同種の事業は民間では実施されていない。		
<b>民営化</b>	<b>民営化の可否</b>	否		
	<b>可</b>	<b>事業性の有無とその理由</b>		
		<b>民営化を前提とした規制の可能性</b>		
		<b>民営化に向けた措置</b>		
<b>否</b>	<b>理由</b>	<p>産業保健推進センターの事業は、事業場に対する産業保健活動の支援を通じて、労働者の健康を確保するという、極めて公益性の高い事業であることから、非営利目的で無償により各種産業保健活動の支援サービスを提供している。したがって、民営化することはできない。</p> <p>さらに、助成金の支給事務については、中立・公平性・不正防止に配慮しつつ全国斉一的かつ継続的に実施される必要があり、公的機関としての性格を有し、国の政策の一環として事業場の産業保健活動を支援している機構において産業保健関係者等に対する研修、相談、情報提供等の業務と一体的に実施することが最も効率的かつ効果的であるため、民営化は不適當である。</p>		
<b>地方公共団体への移管</b>	<b>移管の可否</b>	否		
	<b>可</b>	<b>移管先</b>		
		<b>内容・理由</b>		
<b>否</b>	<b>理由</b>	<p>労働者の健康確保に直接繋がる、事業場への産業保健支援サービスの提供を行う産業保健推進センター事業の基本は、ナショナルミニマムとして全国斉一的に提供する必要がある。また、産業保健推進センター事業は、地方公共団体の自治事務及び法定受託事務のいずれにも該当しない。よって、地方公共団体への移管はできない。</p>		

**事務・事業シート（概要説明書）**

<b>事業名</b>		産業保健推進センター等業務	<b>事業No</b>	9	
<b>類型</b>		特定事業執行型（医療・福祉・検査・審査型）、助成事業等執行型（助成・給付型）			
他法人への移管・一体的実施	<b>移管の可否</b>	否			
	可	<b>移管先</b>			
		<b>内容・理由</b>			
	否	<b>理由</b>	他に当該事業の類似事業を行っている法人はなく、また、当該事業を実施できる法人もないので、移管はできない。		
	可	<b>一体的実施の可否</b>	否		
		<b>一体的に実施する法人</b>			
		<b>内容・理由</b>			
否	<b>理由</b>	他に当該事業の類似事業を行っている法人はなく、また、当該事業を実施できる法人もないので、移管はできない。			
国の行政機関への移管	<b>移管の可否</b>	否			
	可	<b>移管先</b>			
		<b>内容・理由</b>			
		<b>徹底した効率化の内容</b>			
否	<b>理由</b>	国の行政機関への移管先候補としては、地方労働局・労働基準監督署が考えられるが、当該機関の業務は基本的に刑事罰を背景とした法定基準の履行確保であるのに対して、産業保健推進センターの業務は高度の専門性に基づいた専門スタッフによる支援サービスの提供である。よって、両者の業務は明らかに異質であり、統合することによる相乗効果は期待できない。また、地方労働局・労働基準監督署を含む国の行政機関は、行政改革推進法、行政機関職員定員法等により、その職員数の純減を余儀なくされており、増大する行政需要を鑑みれば、国の行政機関への移管はできない。			
<b>その他事務・事業の見直し</b> (今後の事務・事業の効率化又は財政支出の削減に向けた取組等)		産業保健推進センターの事務所移転に伴う、賃借料単価の引下げ・面積の縮減、情報誌のメールマガジンへの転換等により、支出の大幅な削減を行った（産業保健推進センターの事業費は平成21年度が平成20年度に比べ16.2%減少見込）。 また、数値目標の設定、好事例の提供、データベースの活用等により、より少ない経費でより大きな成果を上げるための取組みに積極的に取り組んでいる。			
参 考	<b>行政機関、他法人、自治体等における類似事業</b>	[事業名称] 地域産業保健センター事業 [実施主体] 郡市区医師会 [事業規模(百万円)] [実施状況]			
	<b>行政機関、他法人、自治体、民間等との連携・役割分担</b>	産業保健推進センターは、産業医、衛生管理者の選任義務のある労働者数50人以上の事業場の産業保健関係者及び地域産業保健センターに対して、産業保健分野全般にわたり相談、研修、情報提供、事業主セミナー、調査研究、助成金支給等の業務を行う。一方、地域産業保健センターは、産業医、衛生管理者の選任義務のない労働者数50人未満の事業場の事業主及び労働者に対して、産業医に代わって健康相談、産業保健指導等の産業医サービスを提供する業務を行う。			
	<b>諸外国における公的 主体による実施状況</b>	ドイツ及びフランスにおいては、労災保険の運営主体である公的機関が産業保健サービスを始めとする労働災害・健康障害予防事業を実施している。			

**事務・事業シート（概要説明書）**

<b>事業名</b>	産業保健推進センター等業務	<b>事業No</b>	9
<b>類型</b>	特定事業執行型（医療・福祉・検査・審査型）、助成事業等執行型（助成・給付型）		

**【これまでに受けた主な指摘事項】**

指 摘 事 項		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）	
内 容	指摘主体	番号	内 容(対応年度)
産業保健推進センター業務について、管理部門等の集約化及び効率化を図る。（独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日））	閣議決定	②	産業保健推進センター業務の運営経費の概ね3割削減第2期中期目標期間中に達成するため、同センターにおけるサービスの提供手段の見直し、事務体制及び事業の効率化について検討を行っている。（平成19年12月21日付け政策評価・独立行政法人等評価委員会からの勧告の方向性において、「次期中期目標期間において、運営経費の概ね3割削減を図るものとする。」とされていることから、3割削減については平成26年3月までに行う予定）
小規模事業場産業保健活動支援促進助成金事業については、効果的・効率的な助成方策の検討など、これまでの勧告を踏まえ、必要な措置を講ずる。（独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日））	閣議決定	①	助成金の支給方法の変更、助成期間終了後にも事業場に対して助言等を行う評価会の設置等、効果的かつ効果的な支給について検討を行い、平成20年4月に当該検討結果を踏まえた業務方法書の改正、支給要領の制定等必要な措置を講じた。

**【過去に大きく報道された指摘事項】**

指 摘 事 項		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）	
内 容	指摘主体	番号	内 容(対応年度)
[日付]			
[内容]			

事務・事業シート（概要説明書）

事業名		海外勤務健康管理センター			事業No	10
類型		特定事業執行型（医療・福祉）				
根拠法令（具体的な条文（①条①項など）も記載）		独立行政法人労働者健康福祉機構法第12条第2項	関係する通知、計画等	労働安全衛生法66条（健康診断） 労働安全衛生規則第45条の2（海外派遣労働者の健康診断）		
実施方法		■直接実施				
		□業務委託等（委託先等：）				
		□補助金〔直接・間接〕（補助先： 実施主体：）				
		□その他（）				
事務・事業概要	目的（何のために）	海外勤務者の健康管理				
	対象（誰/何を対象に）	海外勤務者、海外勤務者を有する事業場の事業主、海外勤務者の健康管理に関する業務に従事する者及び医師				
	事務・事業内容（手段、手法など）	1 海外に派遣される労働者に対する健康診断及び予防接種の実施並びに健康管理に関する相談・指導 2 海外勤務者の健康管理に関する医学的情報の収集及び整理並びに調査研究とその情報の提供 3 海外勤務者の健康管理に関する業務に従事する者及び海外勤務者の健康管理を行う医師に対する海外勤務者の健康管理に関する必要な研修 4 海外巡回健康相談				
	事業の期限					
事業の沿革		[いつから実施] 平成4年6月 [実施主体の変遷] 昭和32年7月1日 労働福祉事業団 平成16年4月1日 独立行政法人労働者健康福祉機構 [途中で廃止していた期間の有無]				
事業の効果		海外勤務者の赴任前から帰国後まで一貫した健康管理支援及び労働者及び企業の関係者に対する包括的支援サービスを行うことにより、海外派遣労働者の健康管理の向上が図られた。				
活動実績 （成果物は別紙で一覧を提出）		【活動指標名】 / 年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度
		海外派遣労働者健診者数	人	5,084	5,140	4,677
		FAX相談件数	件	150	75	75
		メール相談件数	件	393	457	383
		巡回健康相談者数	人	3,809	3,588	2,383
成果目標		海外勤務健康管理センターの利用者を中期目標期間中、6万5千人以上確保する。 センター利用者については、海外派遣労働者の健康管理に有用であった旨の評価を80%以上確保する。 ホームページのアクセス件数を中期目標期間中、9万件以上得る。 巡回相談が海外での健康管理に有用であった旨の評価を80%以上得る。				
成果実績 （成果指標の目標達成状況等）		【成果指標名】 / 年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度
		施設利用者数	%	121.4	134.5	130.1
		施設利用で有用であった旨の評価の割合	%	119.0	115.6	112.8
		ホームページアクセス件数	%	307.1	162.8	210.9
		巡回健康相談が健康管理に有用であった旨の評価の割合	%	121.3	116.8	119.4

**事務・事業シート（概要説明書）**

<b>事業名</b>	海外勤務健康管理センター			<b>事業No</b>	10	
<b>類型</b>	特定事業執行型（医療・福祉）					
<b>パンフレット・報告書等の作成（件数）</b> （名称、配付先、配付先での廃棄数は別紙で一覧を提出）	単位	H18年度	H19年度	H20年度		
	独立行政法人労働者健康福祉機構海外勤務健康管理センター 部	2,000	3,000	—		
<b>過去事業規模が最大であった年度の件数、金額及び代表的な成果物</b>						
<b>コスト</b>	平成22年度予算見込額		人件費			
	<b>事業費</b>	0 百万円	}	<b>職員構成</b>	<b>概算人件費</b> （平均給与×従事職員数）	<b>従事役職員数</b>
	<b>人件費</b>	0 百万円		常勤職員	0 千円	22 人
	<b>総計</b>	0 百万円		非常勤職員	0 千円	人
平成19年度（決算額）		平成20年度（決算額）		平成21年度（予算額）		
<b>これまでの予算額等（百万円）</b>	556	479	475			
<b>内訳</b>	医療諸費	64	61	53		
	医師等謝金	34	38	38		
	旅費	4	1	1		
	研究費	6	6	6		
	燃料費	5	6	6		
	光熱水費	16	15	15		
	印刷製本費	7	5	5		
	消耗器材費	7	9	9		
	会議費	0	0	0		
	雑役務費	21	20	20		
	業務委託費	63	60	61		
	営繕費	—	1	1		
	器械備品費	41	4	4		
	施設整備費補助金	7	—	—		
その他	44	46	47			
平成22年度の国からの財政支出見込額（百万円）	0					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度			
<b>再委託</b>	再委託金額（百万円）	—	—	—		
	再委託先（名称・件数）	—	—	—		
	随意契約（件数/金額（同））	—	—	—		
	うち厚労省OBが在籍している企業団体との契約（件数/金額（同））	—	—	—		
	95%以上の落札率の契約（件数/金額（同））	—	—	—		
	うち厚労省OBが在籍している企業団体との契約（件数/金額（同））	—	—	—		

**事務・事業シート（概要説明書）**

<b>事業名</b>	海外勤務健康管理センター	<b>事業No</b>	10
<b>類型</b>	特定事業執行型（医療・福祉）		

**【これまでの事業評価の評価結果及び事業評価の方法】**

評価の主体	評価結果の内容
厚生労働省独立行政法人評価委員会	<p>独立行政法人評価委員会より、以下の評価を得た。（平成20年度）</p> <p>海外勤務者の健康管理支援事業については、施設利用者、利用者満足度及びホームページアクセス件数とも中期目標を上回る実績を上げたほか、海外派遣労働者の健康管理に関し、海外勤務に関する相談、情報提供を行うなど積極的な役割を果たした点は評価できる。</p> <p>また、新型インフルエンザについては、重症急性呼吸器症候群（SARS）の発生時と同様、先駆的に取り組んできた経緯があり、蓄積された知見を踏まえ、医師の派遣等を行うなど、社会に対し大きな貢献を行った。</p>
<b>事業評価の方法</b>	
独立行政法人評価委員会による外部評価及び外部有識者からなる業績評価委員会による内部評価により実施している。	

**【現在抱えている課題】**

		内 容
<b>事務・事業の必要性</b> (公共上の見地から確実に実施されることが必要な理由)		独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）に基づき、平成22年3月末で海外勤務健康管理センターを廃止する。
<b>国の施策における位置付け</b>		
<b>廃止</b>	<b>廃止の可否</b>	可
	<b>廃止すると生じる影響</b>	
	<b>民間主体における実施状況</b>	海外医療衛生情報の収集・提供業務については、外務省や独立行政法人国際協力機構及び財団法人海外法人医療基金において実施されている。 また、海外巡回健康相談業務についても、外務省において実施している。
<b>民営化</b>	<b>民営化の可否</b>	
	<b>事業性の有無とその理由</b>	
	<b>民営化を前提とした規制の可能性</b>	
	<b>民営化に向けた措置</b>	
<b>否</b>	<b>理由</b>	

事務・事業シート（概要説明書）

事業名		海外勤務健康管理センター	事業No	10
類型		特定事業執行型（医療・福祉）		
地方公共団体への移管	可	移管の可否		
	可	移管先		
		内容・理由		
否	理由			
他法人への移管・一体的実施	可	移管の可否		
	可	移管先		
		内容・理由		
	否	理由		
	可	一体的実施の可否		
		一体的に実施する法人		
		内容・理由		
否	理由			
国の行政機関への移管	可	移管の可否		
	可	移管先		
		内容・理由		
	否	徹底した効率化の内容		
否	理由			
その他事務・事業の見直し （今後の事務・事業の効率化又は財政支出の削減に向けた取組等）				

**事務・事業シート（概要説明書）**

<b>事業名</b>		海外勤務健康管理センター	<b>事業No</b>	10
<b>類型</b>		特定事業執行型（医療・福祉）		
<b>参 考</b>	行政機関、他法人、自治体等における類似事業	[事業名称] [実施主体] [事業規模(百万円)] [実施状況]		
	行政機関、他法人、自治体、民間等との連携・役割分担			
	諸外国における公的主体による実施状況			

**【これまでに受けた主な指摘事項】**

指 摘 事 項		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）	
内 容	指摘主体	番号	内 容(対応年度)
海外勤務健康管理センターを廃止する。（独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日））	閣議決定	②	平成21年度末をもって廃止する。

**【過去に大きく報道された指摘事項】**

指 摘 事 項		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）	
内 容	指摘主体	番号	内 容(対応年度)
[日付]			
[内容]			

事務・事業シート（概要説明書）						
事業名	未払賃金の立替払事業				事業No	11
類型	助成事業等執行型（助成・給付型）					
根拠法令（具体的な条文（①条①項など）も記載）	独立行政法人労働者健康福祉機構法第12条第1項第6号 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号、同条第3項 賃金の支払の確保等に関する法律第7条	関係する通知、計画等				
実施方法	■直接実施					
	□業務委託等（委託先等： ）					
	□補助金〔直接・間接〕（補助先： 実施主体： ）					
	□その他（ ）					
事務・事業概要	目的（何のために）	企業が倒産したために賃金が支払われないまま退職した労働者に対し、未払となっている賃金の一定範囲について、機構が支払う制度。				
	対象（誰/何を対象に）	企業が倒産したために、賃金が支払われないまま退職した労働者				
	事務・事業内容（手段、手法など）	賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号）に基づき、労働基準監督署や破産管財人等の公的機関によって確認された未払賃金の立替払を行うとともに、立替払により代位取得した賃金債権の求償事務を行っている。				
	事業の期限	無し				
事業の沿革	[いつから実施] 昭和51年度から実施。 [実施主体の変遷] 昭和32年7月1日 労働福祉事業団 平成16年4月1日 独立行政法人労働者健康福祉機構 [途中で廃止していた期間の有無]					
事業の効果	平成20年度において、計54,422人に対して、総額24,821百万円の立替払いを行い、7,168百万円を回収した。					
活動実績 （成果物は別紙で一覧を提出）	【活動指標名】 / 年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度	
	立替払支給者数	人	40,888	51,322	54,422	
	立替払支給額	百万円	20,436	23,417	24,821	
成果目標	申請書類に不備がある事案を除き、請求書の受付日から支払日までの期間の「平均30日以内」を堅持する。					
成果実績 （成果指標の目標達成状況等）	【成果指標名】 / 年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度	
	請求の受付日から支払日までの期間	日	28.6	25.6	29.1	
パンフレット・報告書等の作成（件数） （名称、配付先、配付先での廃棄数は別紙で一覧を提出）	未払賃金の立替払制度	冊	30,000	27,000	0	
	未払賃金立替払制度「証明書」の記入上の留意事項	冊	30,000	27,000	0	
	[未払賃金の立替払請求書] [退職所得の受給に関する申告書・退職所得申告書]の記入と提出	枚	30,000	27,000	0	
過去事業規模が最大であった年度の件数、金額及び代表的な成果物	平成14年度 支給者数 72,823人 支給額 47,642百万円					

事務・事業シート（概要説明書）							
事業名	未払賃金の立替払事業				事業No	11	
類型	助成事業等執行型（助成・給付型）						
コスト	平成22年度予算見込額		人件費				
	事業費	20,186 百万円	}	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事 職員数)	従事役員数	
	人件費	87 百万円		常勤職員	86,838 千円	9	人
	総計	20,273 百万円		非常勤職員	— 千円	—	人
平成19年度（決算額）		平成20年度（決算額）		平成21年度（予算額）			
これまでの予算額等（百万円）		16,698	17,738	25,888			
未払賃金立替払補助金		16,613	17,653	25,802			
平成22年度の国からの財政支出見込額（百万円）		20,273					
再委託		平成19年度	平成20年度	平成21年度			
再委託金額（百万円）		/					
再委託先（名称・件数）		/					
随意契約（件数/金額（同））		/	/	/			
うち厚労省OBが在籍している企業団体との契約（件数/金額（同））		/	/	/			
95%以上の落札率の契約（件数/金額（同））		/	/	/			
うち厚労省OBが在籍している企業団体との契約（件数/金額（同））		/	/	/			
【これまでの事業評価の評価結果及び事業評価の方法】							
評価の主体	厚生労働省独立行政法人評価委員会						
評価結果の内容	未払賃金の立替払事業については、経済状況の悪化による立替払請求件数の急増にもかかわらず、審査体制の強化、審査事務の効率化等により、申請の受付日から支払日までの期間は平均29.1日となり、中期目標の30日以内を達成しており、立替払の迅速化に向けた取組が進められていることやホームページアクセス件数が大幅に伸び、本制度の周知が図られていること、さらに、立替払金の求償については、求償通知の送付や弁済督促、差押命令の申立てなど立替払金の求償においてきめ細やかな対応を行い、事実上全件への通知と申立てを行っていることは評価出来る。（平成20年度評価結果）						
事業評価の方法							
申請書類に不備がある事案を除き、請求書の受付日から支払日までの期間の「平均30日以内」を堅持する。							
【現在抱えている課題】							
内容							

事務・事業シート（概要説明書）			
事業名	未払賃金の立替払事業	事業No	11
類型	助成事業等執行型（助成・給付型）		
事務・事業の必要性 （公共上の見地から確実に実施されることが必要な理由）	企業倒産により賃金が支払われないまま退職を余儀なくされた労働者について、その未払賃金の一部を立替払することにより、労働者とその家族の生活の安定を図るというセーフティネットとして、必要不可欠な事業である。		
国の施策における位置付け	賃金の支払の確保等に関する法律に基づき実施しているものである。		
廃止	廃止の可否	否	
	廃止すると生じる影響	未払賃金立替払事業は、企業倒産等により、賃金未払のまま退職を余儀なくされた労働者を救済する、重要なセーフティネットであり、これを廃止することは、労働者のみならずその家族を含め広く国民に多大な不安をもたらすこととなる。	
	民間主体における実施状況	同種の事業は民間では実施されていない。	
民営化	民営化の可否	否	
	可	事業性の有無とその理由	
		民営化を前提とした規制の可能性	
		民営化に向けた措置	
否	理由	未払賃金の立替払事業は、確実かつ安定的な実施と速やかな実施が必要不可欠であるところ、民営化することは、 ① 年度により受託先が入れ替わる可能性があり、承継する求償権の債権債務関係が複雑となり、回収が円滑に行われなくなるおそれがあること、事務処理のノウハウが蓄積されず、効率的かつ効果的な事業運営がなされなくおそれがあること ② 経済情勢によって倒産や事業縮小等の可能性があり、事業継続が困難になる可能性があること等の問題があり、適切ではない。	
地方公共団体への移管	移管の可否	否	
	可	移管先	
		内容・理由	
否	理由	地方公共団体への移管は、現在機構において、全国の事案を一括して処理することにより、効率的な事務処理が可能となっているが、これを各地方公共団体で行うこととなると支払処理件数の減少に伴う経験の不足から労働者の速やかな救済が図られなくなるおそれがあること、及び一括処理されないことから生ずるコスト負担増加が懸念される。 また、補助金を地方公共団体毎に配布することから、特定の地方公共団体で、大型の倒産事案が発生した場合、必要額が不足し、その円滑な運営に支障を来す可能性がある。	

事務・事業シート（概要説明書）			
事業名		未払賃金の立替払事業	事業No 11
類型		助成事業等執行型（助成・給付型）	
他法人への移管・一体的実施	移管の可否		否
	可	移管先	
		内容・理由	
	否	理由	事業の実施については、機構が特別のノウハウを有しており、他法人への移管は、新たな事務負担やコスト負担が発生することから、適当ではない。
	一体的実施の可否		否
	可	一体的に実施する法人	
		内容・理由	
否	理由	他の法人の事業とは目的を異にするものであり、一体的実施による効果が期待できない。	
国の行政機関への移管	移管の可否		否
	可	移管先	
		内容・理由	
		徹底した効率化の内容	
否	理由	未払賃金立替払事業は、公共性が極めて高く国が行うものとされているが、このうち、立替払賃金の支給等立替払の実施に係る事務については、いわば現業的な事務であり、必ずしも国が自ら主体となって直接に実施する必要がないと考えられることから、独立行政法人である機構に行わせることが適当である。	
その他事務・事業の見直し (今後の事務・事業の効率化又は財政支出の削減に向けた取組等)		引き続き、適正かつ迅速な支払事務に努める。 また、立替払金の求償事務についても、回収額を増加させるために、引き続き適切な債権管理及び求償を行う。	
行政機関、他法人、自治体等における類似事業		[事業名称] [実施主体] [事業規模(百万円)] [実施状況]	
行政機関、他法人、自治体、民間等との連携・役割分担			

**事務・事業シート（概要説明書）**

<b>事業名</b>	未払賃金の立替払事業	<b>事業No</b>	11
<b>類型</b>	助成事業等執行型（助成・給付型）		
<b>参考</b>	<p>諸外国における公的 主体による実施状況</p> <p>ドイツ・・・連邦労働庁が労災保険協会への使用者の分担金を財源に、破産手続き開始や事業停止の場合の立替払制度を運営。                  アメリカ・・・オレゴン州において、雇用税を財源とし、州労働産業局が運営する資金保障基金により、企業が閉鎖した場合の立替払制度を実施。                  イギリス・・・通産省が使用者、被用者等の拠出する一般の国民保険基金により、使用者が支払不能となった場合の立替払制度を運営。                  フランス・・・労働者債権保証制度管理協会が、使用者の拠出金を財源として裁判上の整理等の場合の立替払制度を運営。                  オーストリア・・・失業保険の使用者分担金を財源とし、労働大臣が運営する基金により、破産手続き開始等の場合の立替払制度を実施。                  イタリア・・・使用者がすべて財源を負担する補償基金の制度を全国社会保障公社が運営。</p>		

**【これまでに受けた主な指摘事項】**

指 摘 事 項		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）	
内 容	指摘主体	番号	内 容(対応年度)

**【過去に大きく報道された指摘事項】**

指 摘 事 項		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）	
内 容	指摘主体	番号	内 容(対応年度)
[日付]			
[内容]			

事務・事業シート（概要説明書）						
事業名	納骨堂（高尾みころも霊堂）				事業No	12
類型	特定事業執行型					
根拠法令（具体的な条文（①条①項など）も記載）	労働者災害補償保険法第29条第3項	関係する通知、計画等				
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施					
	<input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等（委託先等：株式会社オアシスMSC）					
	<input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕（補助先： 実施主体： ）					
	<input type="checkbox"/> その他（ ）					
事務・事業概要	目的（何のために）	産業災害により殉職された方々の尊い御霊をお慰めするため建立されたものであり、開堂以来、毎年秋に各都道府県の遺族代表をはじめ政財界、労働団体の代表等の参列の下、産業殉職者合祀慰霊式を行う等により、御霊をお慰めしている。				
	対象（誰/何を対象に）	産業殉職者及びその遺族				
	事務・事業内容（手段、手法など）	①産業殉職者の遺骨及び遺品の収蔵等 ②合祀者名簿の作成 ③産業殉職者合祀慰霊式の開催等				
	事業の期限					
事業の沿革	[いつから実施] 昭和47年6月に開堂 [実施主体の変遷] 昭和32年7月1日 労働福祉事業団 平成16年4月1日 独立行政法人労働者健康福祉機構 [途中で廃止していた期間の有無]					
事業の効果	わが国産業経済の発展に寄与しながら不幸にして産業災害で亡くなられた産業殉職者を慰霊するため、産業殉職者の方々の御霊を奉安するとともに、遺骨及び遺品を納めるために設けられた我が国唯一の施設として大きな役割を果たしている。					
活動実績 （成果物は別紙で一覧を提出）	【活動指標名】 / 年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度	
	慰霊式参列者及び日々の参拝者への満足度調査	%	92.9	90.8	91.3	
	合祀者数（累計）	人	212,957	218,767	223,305	
成果目標	産業災害殉職者の慰霊の場にふさわしい環境整備を行い、遺族等から慰霊の場としてふさわしいとの評価を80%以上得る。（第1期中期目標：平成16～20年度） 産業災害殉職者の慰霊の場にふさわしい環境整備を行い、遺族等から慰霊の場としてふさわしいとの評価を90%以上得る。（第2期中期目標：平成21～25年度）					
成果実績 （成果指標の目標達成状況等）	【成果指標名】 / 年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度	
	慰霊式参列者及び日々の参拝者への満足度調査	%	116.1	113.5	114.1	
パンフレット・報告書等の作成（件数） （名称、配付先、配付先での廃棄数は別紙で一覧を提出）		単位	H18年度	H19年度	H20年度	
	高尾みころも霊堂案内パンフレット	冊	10,000	10,000	0	
	配布先：産業殉職者の遺族 霊堂管理事務所					
過去事業規模が最大であった年度の件数、金額及び代表的な成果物						

**事務・事業シート（概要説明書）**

<b>事業名</b>		納骨堂（高尾みころも霊堂）		<b>事業No</b>	12	
<b>類型</b>		特定事業執行型				
<b>コスト</b>	平成22年度予算見込額		人件費			
	<b>事業費</b>	307 百万円	}	<b>職員構成</b>	概算人件費 (平均給与×従事職員数)	<b>従事役職員数</b>
	<b>人件費</b>	0 百万円		常勤職員	0 千円	0 人
	<b>総計</b>	307 百万円		非常勤職員	0 千円	人
		平成19年度（決算額）	平成20年度（決算額）	平成21年度（予算額）		
<b>これまでの予算額等（百万円）</b>		141	66	317		
<b>旅費</b>		1	1	1		
<b>印刷製本費</b>		0	1	1		
<b>消耗器材費</b>		0	1	1		
<b>会議費</b>		0	0	0		
<b>雑務費</b>		0	1	1		
<b>業務委託費</b>		36	35	35		
<b>器械備品費</b>		—	0	0		
<b>施設整備費補助金</b>		102	26	276		
<b>その他</b>		1	1	1		
<b>平成22年度の国からの財政支出見込額（百万円）</b>		293				
		平成19年度	平成20年度	平成21年度		
<b>再委託</b>	<b>再委託金額（百万円）</b>	—	—	—		
	<b>再委託先（名称・件数）</b>	—	—	—		
	<b>随意契約（件数/金額（同））</b>	—	—	—		
	<b>うち厚労省〇日が在籍している企業団体との契約（件数/金額（同））</b>	—	—	—		
	<b>95%以上の落札率の契約（件数/金額（同））</b>	—	—	—		
	<b>うち厚労省〇日が在籍している企業団体との契約（件数/金額（同））</b>	—	—	—		

**【これまでの事業評価の評価結果及び事業評価の方法】**

評価の主体	評価結果の内容
厚生労働省独立行政法人評価委員会	平成21年3月23日に、天皇皇后両陛下の行幸啓を仰ぎ、永年の取組が認められたと言える。また、バリアフリー化工事など行い、的確な環境維持が達成され、中期目標80%を上回る91.3%が「満足」「非常に満足」と回答し、遺族などから高い満足度を得ていることは評価できる。
事業評価の方法	
相談窓口の対応及び植栽による環境美化を含む「満足度調査」の結果、遺族等から慰霊の場としてふさわしいとの評価が80%以上得られたか。	

事務・事業シート（概要説明書）

事業名	納骨堂（高尾みころも霊堂）	事業No	12
類型	特定事業執行型		

【現在抱えている課題】

		内容
<b>事務・事業の必要性</b> （公共上の見地から確実に実施されることが必要な理由）		わが国産業経済の発展に寄与しながら不幸にして産業災害で亡くなられた産業殉職者を慰霊するため、産業殉職者の方々の御霊を奉安するとともに、遺骨及び遺品を納めるために設けられた我が国唯一の施設であり、労働者災害補償保険法の目的の一つである被災労働者及びその遺族の援護を図るための施設として、極めて必要性が高いもの。 （参考） 昭和47年の開堂以来5年ごとに産業殉職者合祀慰霊式に皇太子殿下・妃殿下の行啓を仰いでおり、また、昨年3月には天皇皇后両陛下が行幸啓になった。
国の施策における位置付け		被災労働者及びその遺族の援護を図るために実施しているものである。
廃止	廃止の可否	否
	廃止すると生じる影響	みころも霊堂は、上記事務・事業の必要性に関し述べた意義を有し、これまで22万3千余りの産業殉職者の御霊を合祀しており、また、毎年数千人を超える産業殉職者が発生している現状を踏まえると、これを廃止することは到底国民の理解が得られない。
	民間主体における実施状況	
民営化	民営化の可否	否
	事業性の有無とその理由	
	民営化を前提とした規制の可能性	
	民営化に向けた措置	
否	理由	みころも霊堂の設置・運営は、事務・事業の必要性でも述べた見地から国の施策として行われているものであり、民間における実施には馴染まず、被災者の遺族や労使団体からの理解も到底得られない。 また、納骨堂については、墓地埋葬行政上、営利を目的としない公益的事業として運営すべきとの見地から、民間による経営が大きく制限されている（一定の公益法人、宗教法人等が例外的に行い得るに過ぎない）。したがって、みころも霊堂の事業は、そもそも、民営化について論ずる余地に乏しいものである。 なお、霊堂の保守・管理、納骨の管理、来場者への対応といった定型的な業務については、既に民間委託を実施しており、効率的な運営が図られている。

**事務・事業シート（概要説明書）**

<b>事業名</b>		納骨堂（高尾みころも霊堂）	<b>事業No</b>	12	
<b>類型</b>		特定事業執行型			
地方公共団体への移管	<b>移管の可否</b>	否			
	可	<b>移管先</b>			
		<b>内容・理由</b>			
	否	<b>理由</b>	みころも霊堂の設置・運営は国の施策として行われ、事業の効果は全国の産業殉職者とその遺族に及ぶことから、特定の地方公共団体における実施には馴染まない。		
他法人への移管・一体的実施	<b>移管の可否</b>	否			
	可	<b>移管先</b>			
		<b>内容・理由</b>			
	否	<b>理由</b>	類似の事務・事業を行う者は、見当たらない。		
		<b>一体的実施の可否</b>	否		
	可	<b>一体的に実施する法人</b>			
		<b>内容・理由</b>			
否	<b>理由</b>	類似の事務・事業を行う者は、見当たらない。			
国の行政機関への移管	<b>移管の可否</b>				
	可	<b>移管先</b>			
		<b>内容・理由</b>			
		<b>徹底した効率化の内容</b>			
否	<b>理由</b>				

**事務・事業シート（概要説明書）**

<b>事業名</b>	納骨堂（高尾みころも霊堂）	<b>事業No</b>	12
<b>類型</b>	特定事業執行型		
<b>その他事務・事業の見直し</b> (今後の事務・事業の効率化又は財政支出の削減に向けた取組等)			
<b>参 考</b>	<b>行政機関、他法人、自治体等における類似事業</b>	[事業名称] [実施主体] [事業規模(百万円)] [実施状況]	
	<b>行政機関、他法人、自治体、民間等との連携・役割分担</b>		
	<b>諸外国における公的主体による実施状況</b>		

**【これまでに受けた主な指摘事項】**

指 摘 事 項		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）	
内 容	指摘主体	番号	内 容(対応年度)

**【過去に大きく報道された指摘事項】**

指 摘 事 項		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）	
内 容	指摘主体	番号	内 容(対応年度)
[日付]			
[内容]			

**事務・事業シート（概要説明書）**

<b>事業名</b>		小規模事業場産業保健活動支援促進助成金事業			<b>事業No</b>	13
<b>類型</b>		助成事業等執行型				
<b>根拠法令（具体的な条文（①条①項など）も記載）</b>		労働安全衛生法第13条の2、第19条の3	<b>関係する通知、計画等</b>			
<b>実施方法</b>		<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等（委託先等： ） <input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕（補助先： 実施主体： ） <input type="checkbox"/> その他（ ）				
<b>事務・事業内容</b>	<b>目的（何のために）</b>	産業医の選任義務のない労働者数が50人未満の小規模事業場における産業保健活動を支援するため。				
	<b>対象（誰/何を対象に）</b>	労働者数が50人未満の小規模事業場の事業者				
	<b>事務・事業内容（手段、手法など）</b>	小規模事業場が集団により共同で産業医を選任し、その産業医が産業保健活動を実施した際に要する費用の一部を3年間助成するもの。				
	<b>事業の期限</b>	—				
<b>事業の沿革</b>		[いつから実施] 平成9年度 [実施主体の変遷] 昭和32年7月1日 労働福祉事業団 平成16年4月1日 独立行政法人労働者健康福祉機構 [途中で廃止していた期間の有無]				
<b>事業の効果</b>		平成20年度に実施したアンケートによると、本事業の助成期間の終了後に引き続き産業医を選任すると回答した小規模事業場の割合は27.6%				
<b>活動実績</b> (成果物は別紙で一覧を提出)		<b>【活動指標名】 / 年度実績・評価</b>	<b>単位</b>	<b>H18年度</b>	<b>H19年度</b>	<b>H20年度</b>
		新規に当該事業への申請を行った事業場数	事業場	681	521	197
<b>成果目標</b>		手続の迅速化 審査を適正に行うとともに、効率化を図ること等により、中期目標期間中に、申請書の受付締切日から支給日までの期間を原則として、小規模事業場産業保健活動支援促進助成金については、45日以内とすること。（平成16～20年度目標値。平成21年度以降の目標値は40日以内。）				
<b>成果実績</b> (成果指標の目標達成状況等)		<b>【成果指標名】 / 年度実績・評価</b>	<b>単位</b>	<b>H18年度</b>	<b>H19年度</b>	<b>H20年度</b>
		申請書の受付締切日から支給日までの期間	日	47	44	44
<b>パンフレット・報告書等の作成（件数）</b> (名称、配付先、配付先での廃棄数は別紙で一覧を提出)		<b>単位</b>	<b>H18年度</b>	<b>H19年度</b>	<b>H20年度</b>	
		—				
<b>過去事業規模が最大であった年度の件数、金額及び代表的な成果物</b>		平成13年度 新規に当該事業への申請を行った事業場数 1,141事業場 平成13年度の決算額 190(百万円)				

**事務・事業シート（概要説明書）**

<b>事業名</b>		小規模事業場産業保健活動支援促進助成金事業			<b>事業No</b>	13	
<b>類型</b>		助成事業等執行型					
<b>コスト</b>	平成22年度予算見込額		人件費				
	<b>事業費</b>	60 百万円	}	<b>職員構成</b>	<b>概算人件費 (平均給与×従事職員数)</b>	<b>従事役職員数</b>	
	<b>人件費</b>	19 百万円		常勤職員	19 千円	2	人
	<b>総計</b>	79 百万円		非常勤職員	－ 千円	－	人
		平成19年度（決算額）	平成20年度（決算額）	平成21年度（予算額）			
<b>内訳</b>	これまでの予算額等（百万円）		134	90	132		
	助成金		115	71	113		
平成22年度の国からの財政支出見込額（百万円）		79					
		平成19年度	平成20年度	平成21年度			
<b>再委託</b>	再委託金額（百万円）	－	－	－			
	再委託先（名称・件数）	－	－	－			
	随意契約（件数/金額（同））	/	/	/			
	うち厚労省〇日が在籍している企業団体との契約（件数/金額（同））	/	/	/			
	95%以上の落札率の契約（件数/金額（同））	/	/	/			
	うち厚労省〇日が在籍している企業団体との契約（件数/金額（同））	/	/	/			

**【これまでの事業評価の評価結果及び事業評価の方法】**

<b>評価の主体</b>	<b>評価結果の内容</b>
－	－
<b>事業評価の方法</b>	
－	

**【現在抱えている課題】**

<b>内容</b>
<p>本事業の新規申請事業場数は平成13年度をピークに減少し続けており、また、平成20年度に実施したアンケートによると、本事業の助成期間を終了した後、引き続き産業医を選任すると回答した事業場の割合は27.6%と低調であること</p>

**事務・事業シート（概要説明書）**

<b>事業名</b>		小規模事業場産業保健活動支援促進助成金事業	<b>事業No</b>	13
<b>類型</b>		助成事業等執行型		
<b>事務・事業の必要性 （公共上の見地から確実に実施されることが必要な理由）</b>		<p>小規模事業場産業保健活動支援促進助成金事業は、50人未満の事業場における産業保健活動について、支援方法の多様化等の観点から、当該事業場等を対象に、医師等による相談、個別訪問等を行う地域産業保健センター事業等とともに支援を行っている。</p> <p>しかし、地域産業保健センター事業の実績は増加（例えば相談件数は平成9年度の約3万件から平成20年度は約8万件に増加）しているが、本事業の実績は減少し、また、平成20年度に実施したアンケートによると、本事業の助成期間を終了した後、引き続き産業医を選任すると回答した事業場の割合は27.6%と低調であること等から、今後、小規模事業場を含む産業保健活動の在り方について検討する際には、本事業の廃止を前提に、当該事業場への支援の在り方について検討する。</p>		
<b>国の施策における位置付け</b>		労働安全衛生法第19条の3において、国は、産業医の選任義務のない小規模事業場の労働者の健康の確保に資するため、労働者の健康管理等に関する必要な援助を行うように努めるものとされている。		
<b>廃止</b>	<b>廃止の可否</b>	今後、小規模事業場を含む産業保健活動の在り方について検討する際には、本事業の廃止を前提に、当該事業場への支援の在り方について検討する。		
	<b>廃止すると生じる影響</b>			
	<b>民間主体における実施状況</b>			
<b>民営化</b>	<b>民営化の可否</b>	否		
	<b>可</b>	<b>事業性の有無とその理由</b>		
		<b>民営化を前提とした規制の可能性</b>		
		<b>民営化に向けた措置</b>		
<b>否</b>	<b>理由</b>	事業性を有しないため		
<b>地方公共団体への移管</b>	<b>移管の可否</b>	否		
	<b>可</b>	<b>移管先</b>		
		<b>内容・理由</b>		
<b>否</b>	<b>理由</b>	地方公共団体においては、業務量の関係からこれらの業務を追加で実施することは困難である。		

**事務・事業シート（概要説明書）**

<b>事業名</b>		小規模事業場産業保健活動支援促進助成金事業	<b>事業No</b>	13
<b>類型</b>		助成事業等執行型		
他 法 人 へ の 移 管 ・ 一 体 的 実 施	<b>移管の可否</b>	可		
	可	<b>移管先</b>	一定の産業保健分野のノウハウ等を有する担当者の確保等ができる団体	
		<b>内容・理由</b>	産業保健分野の助成制度に係る事務、指導等を行うもので、当該分野のノウハウ等が必要であるため。	
	否	<b>理由</b>		
		<b>一体的実施の可否</b>	可	
	可	<b>一体的に実施する法人</b>	一定の産業保健分野のノウハウ等を有する担当者の確保等ができる団体	
		<b>内容・理由</b>	単なる事務処理でなく、本事業の説明、指導等を伴うため	
国 の 行 政 機 関 へ の 移 管	<b>移管の可否</b>	否		
	可	<b>移管先</b>		
		<b>内容・理由</b>		
	否	<b>理由</b>	国の行政機関においては、業務量の関係からこれらの業務を追加で実施することは困難である。	
<b>その他事務・事業の見直し</b> (今後の事務・事業の効率化又は財政支出の削減に向けた取組等)		<p>小規模事業場産業保健活動支援促進助成金事業は、50人未満の事業場における産業保健活動について、支援方法の多様化等の観点から、当該事業場等を対象に医師等による相談、個別訪問等を行う地域産業保健センター事業等とともに支援を行っている。</p> <p>しかし、地域産業保健センター事業の実績は増加（例えば相談件数は平成9年度の約3万件から平成20年度は約8万件に増加）しているが、本事業の実績は減少し、また、平成20年度に実施したアンケートによると、本事業の助成期間を終了した後、引き続き産業医を選任すると回答した事業場の割合は27.6%と低調であること等から、今後、小規模事業場を含む産業保健活動の在り方について検討する際には、本事業の廃止を前提に、当該事業場への支援の在り方について検討する。</p>		
参 考	<b>行政機関、他法人、自治体等における類似事業</b>	<p>[事業名] 地域産業保健センター事業</p> <p>[実施主体] 平成21年度は郡市区医師会</p> <p>[事業規模(百万円)] 2,376(百万円)</p> <p>[実施状況]</p> <p>全国347箇所地域産業保健センターを設置し、労働者数が50人未満の事業場における産業保健サービスの充実を図っている。</p>		
	<b>行政機関、他法人、自治体、民間等との連携・役割分担</b>	—		
	<b>諸外国における公的主体による実施状況</b>	—		

**事務・事業シート（概要説明書）**

<b>事業名</b>	小規模事業場産業保健活動支援促進助成金事業	<b>事業No</b>	13
<b>類型</b>	助成事業等執行型		

**【これまでに受けた主な指摘事項】**

指 摘 事 項		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）	
内 容	指摘主体	番号	内 容(対応年度)
小規模事業場における産業医の共同選任を的確に推進する観点から、現行の産業医共同選任事業については廃止し、小規模事業場が産業医を共同選任することに対する効果的、効率的な助成方を検討すること。（平成19年度）	総務省	①	<p>下記のとおり事業の見直しを行い、従来よりも効果的、効率的な制度とした助成事業へ改正した。</p> <p>1. 従来は助成事業では、センターにおいて適宜実施していた事前説明会を、都道府県労働局と連携して実施し、また、労働基準監督署の個別指導等の結果、本事業の活用が有効と思われる事業場に対し、本事業の利用助成を行うなどにより事業の積極的活用を図ることとした。</p> <p>2. 従来は助成金の支給は年間定額支給であったものを、産業医の産業保健活動の実施回数に応じた支給とした。</p> <p>3. 助成終了後のフォローとして、従来は助成事業では、終了直前にアンケート調査を行っていたが、終了して1年後及び1年後に行うこととした。また、助成が終了した事業場を対象に評価会を実施し、事業の評価を行うとともに、助成終了後の産業保健活動について助言を行うこととした。</p> <p>なお、経過措置として、現在助成を行っている事業場に対しては、引き続き、3か年度を限度として現行制度を適用することとしている。</p> <p>(対応年度)平成20年度</p>

**【過去に大きく報道された指摘事項】**

指 摘 事 項		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）	
内 容	指摘主体	番号	内 容(対応年度)